

特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ（第1回）

議事録

1 日時

令和4年6月17日（金）16時00分～18時42分

2 場所

Web開催

3 出席者

（1）構成員

大橋主査、相田構成員、上沼構成員、落合構成員、沢田構成員、手塚構成員、
森構成員

（2）関係団体

公益社団法人全国消費生活相談員協会理事 石田 幸枝

一般社団法人 MyDataJapan 常務理事 太田 祐一

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 奥原 早苗

一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 佐藤 創一

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石 聡明

一般社団法人セーフティーインターネット協会事務局長 中嶋 辰弥

一般社団法人テレコムサービス協会技術・サービス委員会副委員長 長島 義明

主婦連合会副会長 平野 祐子

一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長 安井 裕之

欧州ビジネス協会電気通信機器委員会 山崎 潤

一般社団法人電気通信事業者協会専務理事 山本 一晴

一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会

データ戦略 WG 主査 若目田 光生

(3) オブザーバ

内閣官房国家安全保障局参事官 山路 栄作

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター参事官 中溝 和孝

個人情報保護委員会事務局参事官 赤阪 晋介

(4) 総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、西浦事業政策課室長、関口事業政策課課長補佐、柴山データ通信課長、古賀電気通信技術システム課長、小川消費者行政第二課長、高田消費者行政第二課企画官

4 議事

- (1) 「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」開催要綱について
- (2) 特定利用者情報の取扱いに関する規律の詳細における検討事項について
- (3) 当面の予定について
- (4) その他

【関口事業政策課課長補佐】 それでは、定刻になりました。本日は、お忙しいところ御参加いただきまして、どうもありがとうございます。ただいまから、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ第1回会合を開催いたします。本ワーキンググループの事務局を務めます総務省事業政策課課長補佐の関口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず事務局から、開催に当たり、連絡事項を申し上げます。

本日の会議は、Webexによるウェブ会議での開催としてございます。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを確認次第、主査から発言者を指名いただきます。発言をする際には、マイクと映像をオンにいただきまして御発言ください。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイク、映像をオフにいただきますようお願いいたします。

本日の資料については、本体資料として資料1から3を御用意してございます。ウェブ会議上にも投影いたしますが、表示が遅れることもございますので、事前にお送りした資料をお手元に御用意いただけますと幸いです。

連絡事項は以上となります。

本ワーキンググループの主査については、本ワーキンググループの親会、電気通信事業ガバナンス検討会において、同検討会の座長でもあられます東京大学副学長の大橋先生が指名されてございます。

これ以降の議事進行は大橋主査をお願いしたいと思います。大橋主査、お願いいたします。

【大橋主査】 皆さん、こんにちは。本ワーキングで主査を仰せつかっています大橋と申します。どうぞよろしくお願い致します。精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。

それでは、議事のほう、早速入りたいと思っております。

本日は、議事が次第上4つになっていますが、最初の1つ目が、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ開催要綱ということですので、事務局から資料1について御説明いただければと思います。

【西浦事業政策課室長】 事業政策課で室長をしております西浦です。開催要綱（案）について御説明させていただきます。資料1-1を御覧ください。

1. 目的につきましては、本ワーキンググループは、電気通信事業ガバナンス検討会の

下に開催されるワーキンググループとして、電気通信事業法の一部を改正する法律を踏まえ、電気通信事業者における特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律等の詳細について検討することを目的とするとしております。

2. 名称につきましては、「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ」と称するとしております。

3. 検討事項に関しましては、特定利用者情報に関する規律の詳細について御検討いただきたいと考えておりまして、具体的には、情報取扱規程、情報取扱方針、評価、統括管理者に関する詳細と、検索情報電気通信役務と媒介相当電気通信役務の詳細とその他としております。

4. 構成及び運営につきましては、(1)、本ワーキンググループの主査は、電気通信事業ガバナンス検討会の座長が指名するとしておりまして、先般、大橋先生が指名されたところです。

(2)、本ワーキンググループの構成員等につきましては、別紙のとおりとするとしておりまして、次のページの別紙を御覧いただければと思いますが、大橋先生を主査として、相田先生、上沼先生、落合先生、沢田先生、手塚先生、森先生を構成員として、また、消費者団体、事業者団体、経済団体など15の団体から関係団体として、さらに、内閣官房国家安全保障局、NISC、個人情報保護委員会事務局、デジタル庁にオブザーバとして参加いただくこととしております。

戻りまして、4の(3)でございます。主査は本ワーキンググループを招集し、主宰する。(4)、主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。(5)、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときには主査に代わって本ワーキンググループを招集し、主宰する。(6)、本ワーキンググループの構成員等は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。(7)、主査は、関係団体を参加させ、必要に応じ、発言、質疑等を求めることができる。(8)、主査は、必要に応じてオブザーバを招聘できる。(9)、主査は、必要に応じ、外部の関係者、これはヒアリング対象者を想定しておりますが、の出席を求め、意見を聞くことができる。(10)、その他、本ワーキングの運営に必要な事項は主査が定めるとしております。

また、5. 議事・資料等の扱いにつきましては、(1)本ワーキングは、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合は非公開とする。(2)本ワーキングで使用した資料は、原則として総務省のウェブサイトにて公開する。ただし、公開することにより、当

事者または第三者の利益を害するおそれがある場合または主査が必要と認める場合については非公開とする。(3)本ワーキングの議事概要は、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合については非公開とする。

6. その他としまして、本ワーキング事務局については、総務省総合通信基盤局の電気通信事業部事業政策課が行うとしております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。以上、本ワーキングの要綱ということで、今御説明いただいたところです。もし御異議がある場合は挙手いただけますか。

特段特記すべき点はないのかなと思いますので、それでは、これに基づいて開催要領については進めさせていただくということで、よろしければ了承とさせていただければと思います。

続きまして、これが本日のメインでございますけれども、議題の2、特定利用者情報の取扱いに関する規律の詳細における検討事項ということでございます。

全部で検討事項は10ございます。かなり内容も多岐にわたります、分量も多いです。議論においては前半と後半と2つに分けさせていただいて、機械的に、前半は最初の検討事項1から5について、これは規律の対象者とか、あるいは規律の対象となる情報というものが含まれているものですが、それについて事務局から御説明をいただこうと思います。その後、意見交換で、後半は検討事項6以降ということで、情報取扱いの規程であるとか取扱いの方針ということで、事務局からまた、パート2として意見交換させていただくということで進めさせていただければと思います。

それでは、よろしければ、前半の内容について、まず事務局から御説明いただいた後、皆様方から御意見等いただければと思います。よろしく申し上げます。

【西浦事業政策課室長】 それでは、資料1-2を御覧ください。

1ページ目ですが、本ワーキングにおきましては、資料内の赤枠で囲まれました、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に対して、特定利用者情報の適正な取扱いを求める規律の詳細について御議論いただきたいと考えております。

具体的には2ページ目を御覧いただければと思いますが、こちらの赤い部分が御議論いただきたい規律に該当しますが、まず最上段の2段目のオレンジ色で記載しました登録・届出を要する電気通信事業者のうち、左側の利用者の利益に及ぼす影響が大きい大規模な電気通信事業者が規律の対象となりますので、左側の同事業者と、真ん中に位置されます

規律の対象とならない電気通信事業者を分ける基準について検討が必要となります。また、本法律におきましては、一番右側の第三号事業と言われます登録・届出を要する電気通信事業者以外の電気通信事業を営む者のうち、検索情報電気通信役務と媒介相当電気通信役務の提供者は電気通信事業者となり、左側の規律の対象となりますので、この基準についても検討が必要です。さらに、具体的な規律としまして、取扱規程、取扱方針、評価、統括管理者の4つの規律がございますので、これらの詳細についても検討が必要となっております。これらの検討事項の詳細は3ページ、4ページに記載しております。

まず、3ページを御覧ください。特定利用者情報の規律に関しまして、全部で16の省令事項がございます。このうち告示で定めるなどといった手続的な規定を除きまして、中身の議論が必要な論点としましては大きく10の論点があると考えており、資料では赤字で記載した部分になります。

検討事項の1つ目としましては、先ほど御説明いたしました規律の対象となる、利用者の利益に及ぼす影響が大きい大規模な電気通信事業者の基準について。2つ目は、新たに電気通信事業者として規律の対象となる検索情報電気通信役務の詳細について。3つ目は、同じく媒介相当電気通信役務の詳細について。4つ目は、法律では規律の対象となる者を総務大臣が指定することとされておりますので、この指定を行う上で事業者に報告を求める内容の詳細について。5つ目は、規律の対象となります特定利用者情報の範囲の詳細についてでございます。

続きまして4ページですが、6つ目は、社内ルールに相当します情報取扱規程の詳細について。7つ目は、利用者に公表すべき情報をまとめました情報取扱方針の詳細について。8つ目は、毎年度実施することとされております評価に関する評価項目の詳細について。9つ目は、情報統括管理者の要件の詳細について。最後になりますが、10個目は、漏えいした場合に報告義務の対象となる特定利用者情報の範囲の詳細についてでございます。これら検討事項につきまして、具体的な内容は5ページ目以降になります。

まず、6ページでございます。検討事項1、規律の対象となる電気通信事業者の基準についてですが、検討の視点といたしましては、電気通信事業ガバナンス検討会の報告書では、例えば、国内総人口の約1割程度の1,000万以上との基準が示されたところがございます。また、諸外国におきましては、ちょっとページが分かれますけれども、次の7ページを少し御覧いただければと思いますけれども、例えばEUのデジタルサービス法案におきましては、規律の対象となる超巨大プラットフォームの定義といたしまして、欧州域内の月

間平均アクティブユーザ数、これが欧州人口の10%に相当します4,500万人以上であることが要件の1つとして挙げられており、ガバナンス検討会では、これも参考に基準が検討されたというものでございます。なお、参考まで、アメリカにおきましては、プラットフォーム競争・機会法案において、月間ユーザ数が5,000万人以上とされておりまして、米国の人口比で考えますと約15%以上、ドイツにおきましては200万人以上とされておりまして、人口比で言うと2.5%以上とされており、各国において影響度の大きさをはかる基準に多少の違いがございます。他方、我が国においては、欧州を参考に、10%が一つの目安として考えられたというところでございます。

また、6ページに戻りまして、法案を御審議いただいた参議院における今回の電気通信事業法改正の附帯決議といたしまして、本法の趣旨を踏まえまして、義務づけの対象外となる事業者においても特定利用者情報の適正な取扱いが行われるように検討することという条件がつけられたところでございます。

ですので、これらも踏まえまして、今回この論点について御議論いただきたい事項としましては、対象となる電気通信役務の基準としましては、例えば利用者、これは契約を締結した者または利用登録によるアカウントを有する者、の数が1,000万人以上を有する電気通信役務が考えられるのではないかとしています。なお、利用者に関しては、前年度末、3月末時点における、月に少なくとも1度利用した月間アクティブ利用者数の年平均値としてはどうかとしておりまして、また、検索サービスの利用者に関しましては、スマートフォンにおいてログインをした状態で検索サービスを使用することが一般的であるという事情を踏まえまして、登録アカウント数を代替的に用いてはどうかとしております。この1,000万という基準に加えて、その他考慮すべき事項はあるかとしております。

また、参議院の附帯決議を踏まえまして、対象外となる電気通信事業を営む者にも、ガイドライン等で利用者情報の適正な取扱いの推奨が必要ではないかとしております。

続きまして、8ページでございます。資料にございますとおり、電気通信回線設備を設置せずに、かつ他人の通信を媒介しない電気通信事業、これを我々、第三号事業と呼んでいまして、資料の2ページで一番右側に位置される事業でございますけれども、これについては、1985年の電気通信事業法創設当時の技術に鑑みれば、小規模なものしか想定されないか、特殊な形態のサービスであって、法の規律を課す社会的必要性が乏しいと当時考えられたということで、通信の秘密の保護と検閲の禁止を除いて、電気通信事業法の規律の適用対象外とされてきたという経緯がございます。他方、近年、これら第三号事業であ

っても、取り扱う利用者の情報量の増大、もしくは社会経済活動における不可欠性や影響力が非常に高まっているという背景を踏まえまして、利用者利益を保護する社会的要請が高まってきているということかと思っております。

このため、これまで規律の対象としてきました電気通信事業者の考え方との近似性、連続性を踏まえまして、SNSに相当します他人の通信を実質的に媒介する電気通信役務である媒介相当電気通信役務と、検索サービスに相当する検索情報電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい場合に限り、第三号事業者についても規律の対象とすることが適当とされたところでございます。

これを踏まえまして、9ページ目でございますが、この検索情報電気通信役務の詳細について検討が必要というところでございます。検討の視点としましては、ガバナンス検討会報告書では、特に影響が大きい役務に対象を限定する観点から、レストラン、商品など特定の分野のみの検索サービスは対象外として、分野横断的な検索サービス、これは検索エンジンが想定されますが、を提供している電気通信役務であって、利用者数が非常に多いものに限って法の規律と対象とすることが適当であるという考え方が示されたところでございます。

なお、検索エンジンを規律の対象としているEUのNIS指令がございますが、これにおいては、オンライン検索エンジンの定義として、あらゆる主題の問合せに対応し、全てのウェブサイトの検索が可能であるものとされているところでございます。

これらも踏まえまして、御議論いただきたい事項としましては、検索情報電気通信役務の詳細としては、特に影響が大きい電気通信役務に対象を限定するという観点から、利用者数が1,000万以上を要する電気通信役務であって、利用者数に関しては、同じように年平均月間アクティブ利用者数としてはどうか。さらにこれに加えて、利用者に公開されている全てのウェブサイトの検索が可能で、分野横断的な検索サービスを提供する電気通信役務のどちらにも該当する役務が考えられるのではないかとしているところでございます。

続きまして10ページ、媒介相当電気通信役務の詳細についても検討が必要というところでございます。検討の視点としましては、電気通信事業ガバナンス検討会の報告書では、特に影響が大きい役務に限定する観点から、利用者数が非常に多くて、また、これまでの規律の対象の考え方との連続性にも鑑みて、コミュニケーションを実質的に媒介することを主として行うサービスであるものに限って規律の対策とすることが適切とされまして、付随的に実質的な媒介を行うものや商取引に関する情報を取り扱うようなものは対象外で

あることが適当という考え方が示されたところでございます。

具体的には、文字が小さくなって恐縮ですけど、※で詳細が記載されておりますが、1番、SNSは対象とすることが考えられるというところでして、2番、レビュー機能やコメント機能などを付随的に有するサイトについては、役務全体における当該機能の不可欠性や利用者に与える影響などに鑑み、あくまで付随的に実質的媒介の機能を提供する場合は対象外とすることが考えられる。なお、付随性の判断基準としては、当該機能がなくても電気通信役務が成り立つか否かで判断することが考えられるとされたところでございます。

また、3番、ネットオークション、オンラインフリーマーケットなどは、利用者から送信された出品物などに関する情報を他の利用者が閲覧し得る状態することで、実質的に通信の媒介を行うものであるものの、取り扱う情報は出品物の特徴や価格に関するものであって、主としてコミュニケーションに係る情報ではないということから、対象外とすることが考えられるとされたところでございます。

これも踏まえまして、検討いただきたい事項としましては、媒介相当電気通信役務の詳細としては、これまでの規律の対象の考え方との近似性・連続性にも配慮し、以下に該当する役務が考えられるのではないかとしまして、利用者数が1,000万以上というのに加えまして、ただし、付随的に媒介相当電気通信役務の機能を提供する電気通信役務及び特定の商取引に関する情報のみを取り扱う電気通信役務は対象外とするというふうに行っているところでございます。

11ページ、こちらは参考ですが、この資料はガバナンス検討会におきまして、電気通信事業法の規律の考え方としては、中段下側に書いてある情報通信基盤的な部分と、上位レイヤー部分については情報通信分野の通話とコミュニケーションなどのサービスとなることが考えられるとされまして、ネットオークションやオンラインフリーマーケット、ショッピングモールなどは、少しこれまでの規律の考え方と乖離があるのではとされたところでございます。

続きまして、13ページでございます。規律の対象者の指定に際して報告を求める内容というところでございます。今回の法律におきましては、規律の対象となる者は総務大臣が指定を行うこととされております。この指定の流れとしては、資料の中段の図でございますとおり、まず電気通信事業者または三号事業を営む者は、総務省令であります電気通信事業報告規則に基づいて、指定の基準に関する情報を総務省に報告いただき、これを受け

た総務省は、基準等の該当性を確認した上で、基準に該当する場合は指定、該当しなかった場合は指定の解除を行うことを想定しているというところでございます。この①番の報告の内容として、どのような情報を報告いただくのかというところが検討事項でございます。

本件は、検討の視点にもございますとおり、報告を求める内容は、基本的に、先ほど御説明いたしました検討事項の1から3で検討された基準に関する情報が想定される場所です。ただし、事業者側の準備も必要でございますので、利用者数の報告は基準を少し下回る段階から報告いただくことが望まれるのではないかと考えているところです。

ですので、御議論いただきたい事項としましては、電気通信事業者と第三号事業を営む者は、毎年度、報告年度経過後1か月以内、ですので4月以内に、当該報告年度の年平均月間アクティブ利用者数の数が900万以上である電気通信役務を提供している場合は、その利用者の状況ということで、該当する電気通信役務と利用者数を報告いただくということが考えられるとしているところです。なお、正確な利用者数の算出が困難な場合というところもあるかと思いますので、そのような場合は10万単位などでの報告も可能とすることが考えられるのではないかとしているところです。

続きまして、15ページでございます。規律の対象となる特定利用者情報の詳細についてでございます。

規律の対象となる特定利用者情報につきましては、法律において2つのカテゴリーが規定されているところでございます。1つが、上段の図の左側でございますとおり、電気通信役務に関して取得する通信の秘密に該当する情報、もう1つが、右側でございます電気通信役務に関して取得する利用者、これは契約を締結した人と利用登録をした人、を識別することができる情報であって、総務省令で定めるものというふうにされておまして、この総務省令をどうするかというのが検討事項でございます。

検討の視点としましては、ガバナンス検討会の報告書では、規律の対象となる特定利用者情報はデータベース化されているものに範囲を限定することが適当であるという考え方が示されたところでございます。また、個人情報保護法において安全管理措置などの対象とされているのは、個人情報データベースなどを構成する個人情報であります個人データとされているところでございます。

ですので、これらも踏まえまして、御議論いただきたい事項としましては、特定利用者情報に関しましては、通信の秘密に加えまして、利用者、これは契約を締結した人、また

は登録によりアカウントを有する者、を識別できる情報であって、データベースなどを構成する利用者の情報が考えられるのではないかとし、その他考慮すべき事項はあるかとしております。

駆け足になってしまいましたけれども、本日の前半は、ひとまず、この5つの検討事項について御議論いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただいた5つの検討事項について、構成員の皆様方、及び関係団体等の皆様方から御意見頂戴できればと思います。チャット欄で御発言の意思を示していただければ、私のほうから指名をさせていただきます。なお、構成員の方が先に手を挙げられたら、構成員の方優先で御発言いただきたいと思いますが、関係団体の方も手を挙げていただいて全く構いませんので、自由にお願ひできればと思います。いかがでしょうか。

それでは、まず、森構成員からお願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございます。では、順番に申し上げたいと思いますけれども、まず検討事項1ですが、6ページ、7ページのあたりですけれども、人口の10%、人口の1割ということなんですけれども、もともとガバナンス検討会の検討経緯からしますと、必ずしもそこまでの、大規模事業者のみということでは話が進んできたわけではなくて、電気通信事業者に関しては全てということだったと思うんですね、当初は。なので、何がいいのか分かりませんが、人口の約1割程度以上にするということが適切なのかなどうか、やや限定し過ぎのような気がしています。

特に、EUの法制度、DSAを参考にとということですけど、DSAは非常に介入機能の強い法律であって、いろんなことを対象事業者としては強制されるわけですので、同じではないのではないかと。今回問題となっている適正な取扱いに関する規律というのは、割と一般的な、普通に事業を進めていく上で、かなりの事業者さんが既に、特に大手であればあるほど達成されているようなことではないかと思ひます。それがもし達成していなければ大変だというような、そういう性格のものだと思ひますので、ちょっとDSAとは同一に論じられないと思ひますし、また、ほかの法律は私、知らないんですけど、このアメリカのプラットフォーム競争・機会法案なんていうのは、いかにも強力な介入がありそうな法律なので、ちょっと違うかなというふうに思ひているところでございます。これが検討事項1についてです。

検討事項2は省略させていただいて、検討事項3ですけれども、これについてはオークションやモールなんかについて、ちょっと確認させていただきたいと思いますが、分かりやすく言うと売主－買主間のやり取りみたいなものは、メッセージの媒介なので、これは当然対象になるんだろうというふうに理解していますけど、それでよろしいですかということです。レビューとかフィードバックみたいなもの、10ページの検討の視点の下から3行目のところですが、他の利用者が閲覧し得る状態にすることでというところで、基本的に公開情報の部分、これが規制の対象外になるというふうに理解しておりますけど、それで結構ですかということをお確認いただきたいと思います。これが検討事項3です。

検討事項4についてですが、基準の指定のときの報告の対象はちょっと下げて、また概数でもいいので報告してくれということでもよろしいかと思いますが、基準の指定とは別に、法の遵守状況について、適切に第166条に基づいて報告していただくというような運用にさせていただくべきではないかというふうに思っております。

それから、検討事項5ですけれども、これも通信の秘密プラス、データベース化された特定利用者情報ということでもいいのかなと思うんですけども、以前の検討経緯からすれば特定利用者情報の範囲が狭いということは指摘しておこうと思います。ユーザ登録をしていなくても、データベースを使ってプロファイリングを行ってリコメンドする、行動ターゲティング広告を発信するという事は可能ですので、本来はそれを特定利用者情報とすべきであったと、アカウント等がなくても、ユーザ登録がなくてもということかと思いません。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

沢田構成員からも手が挙がっていますので、沢田さんにお話しいただいた後、事務局から御回答いただくような形にしたいと思います。

沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。私も順番に、申し上げたいと思います。

まず検討事項の1、数値基準を設けることと、どの辺に設けるかということに関しては、それほど意見はないですが、「議論いただきたい事項」の一番下、対象外となる事業者にも推奨は必要かどうかという点に関しては、推奨してほしいと思います。利用者情報の取扱いに関するガバナンスが必要なのは、顧客情報を扱う全ての事業者だと思っておりますので、推

奨はしてほしいですが、電気通信事業だから必要だという言い方はできれば避けていただきたいと思います。電気通信事業者や第三号事業者に当たらなくても必要なもので、行政介入の必要性から、ある程度絞る必要はあったとしても、基本的には全ての事業者にガバナンスが必要だと思います。以上が検討事項1についての意見です。

検討事項2の検索については特に意見がないです。

検討事項3の媒介相当電気通信役務というところも、結論としては良いと思うものの、オークションやフリーマーケットがそもそも電気通信役務だという位置づけに、やはり少し違和感があります。これまでの規律とは乖離があるという御説明をいただいたところですが、付随的かどうかの判断基準も、結論に合わせてどのようにも説明できる性質の話と受け止めました。

検討事項4は、大変ですねという感想だけです。

検討事項5で質問させていただきたかったのが、データベース等を構成しない利用者の情報というのが実際にはどんなものを想定すればいいのかという点です。すみません、御検討の経緯を存じませんので、特に通信の秘密でない右側のほうは、普通に顧客情報なので、データベース化していないことは考えにくく、それをわざわざ除く趣旨を確認をさせていただきたいと思いました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

よろしければ事務局から、今までのところでレスポンスいただいてもよろしいですか。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。

まず、森先生の売主－買主のメッセージの部分です。こちらについては資料の2ページ目を御覧いただければと思いますが、この中で、先ほど先生がおっしゃっていただいた売主－買主間のメッセージの部分、こちらに関しては既に電気通信事業者として届出いただいている事業になりますので、最上段の2段目の登録・届出を要する電気通信業者に既に該当しているというところでございます。ただ、オンラインショッピングモールなどにおいては、メッセージの部分だけが媒介しているということで規律の対象となっておりますので、このメッセージの月間アクティブ利用者数が1,000万行くかどうかというところが、この真ん中でとどまるのか、左側に行くのかという基準になってくるところでございます。

オンラインフリーマーケットとかショッピングモールとか、そういったものの全体に対しては、一番右側の第三号事業を営む者に該当してきますので、この部分に関しては

今回、オンラインショッピングモールとかフリーマーケットの部分に関しては、全体としては対象にならないものの、メッセージ機能の部分だけは既に規律の対象になっていると、そのメッセージ機能の部分の利用者が1,000万行けば、情報の適正な取扱いの規律の対象になってくるというふうに御理解いただければと思います。

沢田先生の部分に関しまして、御質問が、データベースに該当しない情報というのはどういうものなのかということかと思っていますけど、こちらに関しては、例えば紙で管理されているような情報というのも一つあるかと思えますし、散在されているような情報に関しても該当しているのかなというふうに考えているところです。

【大橋主査】 森先生、今のよろしいですか。

【森構成員】 はい、結構です。

【大橋主査】 沢田構成員も大丈夫そうですか。

【沢田構成員】 何となく理解はしましたが、実態としてそんなことあるのかなと思いました。ありがとうございます。

【大橋主査】 またちょっと議論を深めていければと思います。

構成員の方、引き続き、御意見あれば、ぜひいただければと思いますが、ただいまのところ、関係団体の方で太田様から手が挙がっていますので、太田様、お願いできますでしょうか。

【一般社団法人MyDataJapan常務理事 太田氏】 ありがとうございます。関係団体の一般社団法人MyDataJapanの太田と申します。少しコメントと、あと質問がちょっとあるんですけど、まずコメントといたしまして、1,000万人という人数に関しては、森先生の意見に賛成なんですけど、そのカウント方法で月間アクティブ利用者数の年平均というのが右肩6ページに書いてあるんですけど、各社、巨大SNSとか巨大検索とかが何を基準にアクティブとしているのかということところがちょっと分からないですけども、例えば、フェイスブック、グーグルにしても、利用者の情報というのは、別にその利用者がログインしていなくても、ほかのサイトから、いいねボタンから集めたり、これはプラットフォーム研究会のほうでも議論されている外部送信のところにも関わるところですけども、ログインをしていなくても、いろんなところからデータを集めていたりするという実態があると、要するに、アクティブではないけど、その人の情報は集めているよという実態があるわけで、そう考えると、アクティブ数をその基準にするというのはちょっと違うんじゃないかなど。要するに事業者が発表するアクティブ数はログインしている人とか、そういうこと

になるような気がするので、それは適切ではないんじゃないかなと思っています。

なので、多分ドイツのやつとかは、登録者数とかで200万人とかになっているので、累積の登録者数もしくは、何年かログインしていない人はアカウント削除しますというのであれば、累積で今たまっている、先ほどのデータベースを構成するみたいな話で、1,000万レコード以上とか100万レコード以上とか、そういった基準のほうがいいのではないかなと思いました。

あとは、さっきのデータベースを構成するというところと、契約を締結したというところが、僕はガバナンス検討会の詳細な議論をウォッチしていないので分からないのかもかもしれませんが、契約締結またはアカウントを保有するみたいところで、契約締結というのは、例えばウェブサイトによっては、このウェブサイトを開覧したことによってウェブサイト利用規約に同意したものとみなしますみたいなのは契約締結になるという理解でよいのかというところがちょっと気になりました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

後ほどまた事務局から御回答なりレスポンスいただければと思いますので、続きまして、佐藤様、お願いいたします。

【一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 佐藤氏】 新経済連盟の佐藤でございます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

まず、総論的なところでありますけれども、事業者の立場としまして、ユーザの信頼を得ていくためには利用者情報を適正に扱っていくことは当然必要だろうと認識しております。ただその上で、今回、法律による規制が設けられることとなりますので、規律対象となる基準を明確にすることと、あと事業者に対するリクワイアメントとして何をどれだけしなければいけないのかということも明確にしていきたいというふうに思っております。そういったことからしますと、改正法の施行が公布から1年以内で政令で定める日となっております、今後1年以内に施行されることになるわけですが、事業者としては、その間にユーザインターフェースのシステム整備なども必要になってくるのではないかと、あるいは社内規程の整備ですとか、さらに社内でも研修などもして、実際に細部まで徹底してワークするような形にしていかなければならないと考えています。そうしたことからすると、時間的には結構限られているのかなと思っております。

その一方で、事業者側は、これまで個人情報保護法はかなり意識していたということが

ありますけれども、届出電気通信事業者ですとか、あるいは媒介相当で第三号事業者だが媒介相当電気通信役務を提供する事業者として規制対象に入ってくるなどについては、これまで電気通信事業法が実体的な規制としてはそれほど大きくかかっていなかったところであると思いますので、あまり電気通信事業法を意識していないとか、法体系自体も理解していないといったところが多いと理解しております。特に「特定利用者情報」については、個人情報との中身的な違いなどもあるわけですし、施行まで時間がないということで、ここら辺を本当に早めに明確化していただきたいということを、まず申し上げさせていただきます。

その上で、各論的なところでございますけれども、資料1-2の6ページのところで、今までも議論で出てきたところではあると思うんですけども、今回、利用者数1,000万人以上を対象としていくとの考え方が示されております。これはアカウントを持って、かつ基本的に月間アクティブ利用者数で見ていくということでございますが、今回の法目的として、利用者に及ぼす影響が大きいところをちゃんと捉えていくという意味では、やはり基本的にアクティブな利用者数を基準にして見ていくということに対し、賛成でございます。ただ、ここでちょっと懸念しておりますのが、今回規制対象に入ってくる電気通信役務には、本体的なサービスというよりは、付随的なサービスの部分がかかってくるようなところも結構あるのではないかと考えております。例えばECモールなども、本体的なサービス自体は届出の対象になる電気通信役務にも入ってこないわけですが、付随的なサービスとして、例えばクロズのチャット機能みたいなものがあれば、その部分が規制対象にかかってくることになります。その場合、その付随的なサービスを利用する人数が多ければ、結果として今回の規制の対象になってくるということでありまして、その付随的なサービスの部分のみ切り取ってうまく利用者の数字が出せるかといった問題もあり得るのではないかと考えております。

この点についてもう少し申し上げますと、資料1-2の10ページのところでは、付随的な媒介相当電気通信役務については対象から除く形で整理をされているのだと思います。こちらのほうは、実際の利用者数にかかわらず、付随的であるというサービスの性質に鑑みて、対象から除く取扱いをしていると思うのですが、だとしますと、先ほどの6ページのところも、同じように付随的なサービスは対象から外すという考え方もあり得るのではないかと考えておりますので、この辺も含めて御検討いただければと思っております。

すみません、ちょっと長くなってしましますが、もう1点ございます。検討事項5のところ、「データベース等を構成する利用者の情報」の部分について、国会審議でも関連した議論があったと記憶しておりますが、事業者の中で複数の事業をやっている場合、その一部は電気通信事業に該当し、それ以外は電気通信事業には該当しない事業を併せて行っており、これら別事業の情報が同じログインIDで結びついている場合も結構あるだろうと思っております。今回の法目的との関係でいいますと、データベース自体は事業の枠を超えるものであっても、あくまで電気通信事業にひもついてくる部分のみが今回の規制の対象になるという議論が国会でもされていたと思いますけれども、この点の確認を改めてさせていただければと思います。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 御説明ありがとうございました。いろいろ論点多岐にわたっているんですけども、同様に最初から。

まず、検討事項の1については、全ての、対象外である電気通信事業者にも推奨が必要だというのは、これはしていただいたほうがいいかなと思ってるんですけども、基準で数値が1,000万かどうかというのは、妥当性が今すぐには判断できないんですけども、どこかに線を引くということ自体はあってもいいと。ある程度大きいところでいいのかなと個人的には思っています、というのは、ほかのものでもそうなんですけど、一定数値というか、何か閾値みたいなものがあって、そこを超えると急に問題が増えるという、SNSでも何でもいうところがあるので、そういう意味では、執行のリソースを考えると、そこに注力するというのはいかなのかなというふうに思います。なので、その辺の数値とか、アクティブのほうがいいかどうかとかいうのは、実際の執行のリソースの配分との関係でどの辺りに置くのがいいのかなという話になるのかなという、ごめんなさい、曖昧な言い方になってしましますが。

あともう1個は、飛んでしまって、4ですけども、どこかで線を引くわけなので、突然規制の対象にしますということが分かるか分からないかとなると困るので、ある程度のところから報告を求めるところについては賛成なんですけれども、ただ1年に1度でいいかどうかというのがちょっと疑問でして、というのは、ネットワーク系のサービスって、突然キューっと上がることがあると思うんですね、キュ、キュ、キュみたいな感じで。

1年たっている間に、本来であれば規制の対象になっているようなものがあり得るのかなと思ってまして、そういう意味で、どこかで基準を設けるべきなので、1年に一遍というのはあるにしても、何らかの増大が見込める場合には積極的に報告を求めることができるとか、急な増大に対応できるような柔軟な規定を1個入れておかれたらどうかというふうに思いました。

取りあえず2つです。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。先ほど1,000万人の話が出ていますけれども、ちょっとやっぱり多いんじゃないでしょうかということと、あと、先ほど御確認いただきましたメッセージの部分ですね。売主-買主のやり取りの部分も、そこだけでカウントするということですので、そうするとかなり、さらにカウントされるユーザ数というのが少なくなってしまうので、それで1,000万人というのは閾値としては高いんじゃないかなという感じがいたしました。先ほど太田さんがおっしゃっていた登録ユーザ数でというのは、1つの割り切り方としてははっきりしていると思いますし、そのほうが、もしかしたら事業者さんにとっても提出しやすい、メッセージの数をカウントしないという意味で、大変それはいいアイデアだなというふうに思います。それが1点目です。

2点目は、例えばモール等においてフィードバックとかレビューの部分、公開情報の部分というのは対象外であるということなんですけれども、ちょっと私も、それはそっくりそのまま入れるべきというような意見では必ずしもないんですけど、ただ懸念としては、様々な情報ではなく、商品の売買にフォーカスしている、それに限定されているから大した問題はないですと、確かに、清涼飲料水を買いました、水を買いました、トイレットペーパーを買いましたということであればいいと思います。安かったですとか、ポイントがたくさんついたとか、そういうのはあんまり問題ないのかもしれませんが、でも物によっては、例えば本のレビューだとかコンテンツのレビューみたいなものであると、それはやはりプロファイリングの決定的な素材にもなり得るものなので、完全に対象外としていいのかなということはちょっと疑問であるということはお伝えしておこうと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。そうしましたら、私も、検討項目が多岐にわたっていることがありますので、それぞれコメントしていきたいと思います。

1つ目の論点1についてですが、この部分は、数字をどこで切るのかという閾値の設定の仕方は難しい部分があると思いますが、やはり明確な数字があること自体はよいことだと思います。その一方で、難しい部分が、このアクティブという部分をどう捉えるのかという話になってくるとおもわれます。単一のサービスの場合ですと、太田さんおっしゃられたような、1つのサービスにログインしているIDということで数えていくことはできそうに思われるところなのですが、一方で複合的なサービスを提供している場合に、1,000万や、もしくはほかの数にする場合のその数をどう捉えていくのかだと思います。

その場合、仮にアクティブというのを実質的に捉えるのだとすると、個別の電気通信事業法の適用になるサービスを実際利用していたかどうかをカウントできるのかどうかというのは、事業者側にも聞いていただいたほうがいいのではないかと思います。また、ここは皆さんが明確に切り分けられるかによると思います。実際どういう形で切り分けるかは、閾値、数字の部分だけではなくて、アクティブの評価の部分に残ると思いますので、そこをどう整理できるのかはあると思います。

そのアクティブということに関して、仮に計算できないとなると、何らかの形で、みなしで、ログインをしている場合だとかにもなるのかもしれないですが、そうすると実際はアクティブでないユーザも含めてカウントするということになり、アクティブとは言いつつもアクティブでないものも数えることになると思います。そういった観点も踏まえつつ数字のほうは設定していく必要があると思いますし、アクティブをどう設定するのかということ自体も、より詳細な部分を議論していくのが重要と思っております。

その際に、この1,000万という数字が、以前ガバナンス検討会の4月の際に資料で出ていた電気通信事業法の改正との関係で、1,000万人以上が法案の概要の中でも示されてはいました。先ほど申し上げたような切上げ的に利用されるような場合もあるのではないかとおもわれますので、そういった過去の議論の経緯等々も踏まえて、また諸外国との関係性を踏まえて適切に設定するということかと思えます。

この中で考慮すべきは、ほかのIT関係の法令もそうですが、法令だけつくって、あまり執行されない場合が見受けられます。そのようにおっしゃられていた先生もおられたと思いますが、対象をむやみに増やすよりは、対象とした事業者についてはしっかりと、フォローアップであったりですとか監督を行っていただいたりすることのほうが、形式的

にたくさんの方を、必要以上に拾ってしまう、もしくは不明確なものを拾うという以上に重要なことと思っております。

では続きまして、検討事項の2と3です。これらにつきましては総務省のほうでまとめていただいている内容は、そのような整理もあり得るような内容に見受けました。ですので、また具体的に議論が出てきた場合にはコメントさせていただくこともあるとは思いますが、様々な観点に配慮して方向性を示されているように、検討事項2と3については感じておりました。

続きまして検討事項の4ですが、4については、この報告の内容をどういう形でしていただくかということです。先ほど太田さんがおっしゃられていたように、単純なアクティブユーザとして公表されている数値がそのまま正しいのかどうかは分からないと思います。先ほどアクティブという議論をさせていただきましたが、その辺も含めて実際どういう形で報告してもらうのかを決めて、対応していただく可能性があるのだらうと思います。そのとき、報告をする場合に、10万単位とのお話がございますが、先ほど私が論点1で申し上げたように、むしろどのユーザがどれだけログインしているのかが必ずしも管理できていないような場合が、実数ベースで報告できないような場合なのではないかとも思われます。10万単位での報告を可とするということの意味が実際どの程度あるのかといいますか、それによって何か軽減される部分があるのかどうかは、ちょっとよく分からないというか、実際どういうふうに計算することができるのかを、検討会で把握した上で議論が必要と考えます。ある程度概算であったりですとか、無理に数えるよりは、適用があるというのを自認されるのであればその申出だけでよいという形にさせていただいたり、ということでもいいのかもしいかなと考えます。こういった10万単位での報告に実効性があるのかは、ちょっとよく分からないと思ったところがございます。

続きまして、検討事項5については、こういった形で整理されるということで、検討事項2、3と同様に、特に意見は、現時点ではございません。

以上です。

【大橋主査】 手塚構成員、お願いします。

【手塚構成員】 どうもありがとうございます。ほかの先生方も順番におっしゃっていたので、私も見ていこうと思うんですが、まず6ページですけども、ほかの先生方が御指摘した点以外で気になったのは、まずアカウントというものについてどういうふうに定義するかというのを、やはりもう一度ちゃんと見ておく必要があるのかなという気がしてい

ます。単にアカウントの数だけということだと、1人で幾つも持つ人もおり、そういう点、
どういうふうを考えるのかという点が1つです。

それと、一方、servicerにおいて、認証だけしてというわけではなくて、やはり認可と
いう条件によってそのサービスを提供するわけですから、その辺のアカウントと認証、認
可の関係、これをどういうふうに整理していくのかというのも1つ必要な論点かなという
気がしています。

それと、ガイドラインという表現が書かれていますけども、これは誰がこのガイドライ
ンをまとめていくのかという、主語が誰なのかというのがよく分からないので、その辺ぜ
ひ明確にしていきたいかなというふうに思っています。

続いて9ページですけど、ここは特に、私的には、今後まだ深掘りしていくと出るかも
しれませんが、今のところ、ここに書かれているのは、こういうことかなという認識で
す。

それと10ページのところも、やはり付随的な実質的媒介や商取引、定性的には非常によ
く分かるんですけど、これを実際にルール化していくとなると厳格な定義等も必要になる
んじゃないかなと思っていて、この辺今後どういうふうに規律として整理していくの
かというのがあるかなと思っています。

それと11ページの絵は、これはこれで非常に分かりやすく整理していただいているとは
思っています。

続いて、④のところですけども、これもここに書かれている内容で基本的にはいいんで
すが、やはり900万人というのを10万人単位で分けていく、その必然性がよく分からないと
ころがありますので、もう少し理論武装したほうがいいのかという気がしています。

それと⑤ですけども、やはりデータベースとなったときに、一体そのデータベースとい
うのはどこまでの範囲を指すのか。データベースのつくりによっては、リンク先とか、い
ろいろデータベースの構造で出てくると思うんですね。そうなったときに、データベース
というものの、ここで書かれている範囲を限定することが妥当だという、その妥当性を
どういうことをもって言うのかという点について検討する必要があるのかなという気がし
ました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

おおむね残り20分あるかどうかという感じですので、ちょっと急ぎながらお願いできれ

ばと思います。構成員の方からはいただいたということでもいいですかね。

次は、すみません、関連団体、関係団体ということで戻りまして、どなたかという、立石様になるでしょうか。お願いいたします。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石氏】 ありがとうございます。JAIPA、立石です。

何度か触れられていた15ページの検討事項の5で、沢田さんが御質問されていたので、お話を聞いていたら、ちょっと私の勘違いかもしれないと思って、ちょっと確認と、思いつくことを。

それは、さっきもデータベース化の話が出ていたんですけども、これは個人情報と結びつかないデータベース、個人情報は入っていないんだけどデータベースを持っているという理解でいいのかと。それでいいんだとすると、個人を特定しなくても、クッキーをずっと見ているだけで、その人がどういう嗜好があるかというのは見えてくるので、例えばハワイのホームページばかり見ている人に、ハワイの観光情報とか、うちの飛行機使ってねみたいなのを例えばコマーシャルで出すといったことを主に想定しているのかなというふうな理解でいいのかなと思いましたので、確認です。

それで、もしそうだとすると、それを使っているだけじゃなくて、先ほど新経連の佐藤さんもちょっとおっしゃっていたと思うんですけど、例えば大きな会社で、いろんなブランドだとか、いろんな事業、他事業、電気通信じゃない事業を持っているところが、クッキーをずっと見ていて、自社なので全部ファーストクッキーなんですけど、見ているほうからすると、そこはそんなに意識はしていないという状況で、個人の特定もしていないと。でも、もうほぼほぼ全て、少なくともそのブラウザーを使っている人がどういう人かということは特定できちゃって、それに対しては、やっぱり個人を特定しなくても、一応この範囲の中に入れると、だから規律の対象とするということでもいいのかなというのと、さらに、クッキーだけを分析する会社が今いっぱいあって、先ほどどこかでもあったんですけど、サードパーティーでよく出てくるのが、クッキーの分析だけやっている会社に、この会社見たことないなと思ったら、そこに集中していたりするので、そういうのも対象にしなきゃいけないのではないかなというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。

次に、平野様、お願いします。

【主婦連合会副会長 平野氏】 主婦連合会、平野でございます。今回初めての参加で、今までの経緯はよく分かっていないところでの発言ですけれども、皆様が今まで議論、コメントなさっていたところとかぶっているところなんですけれども、検索の人数の規制のところなんですけれども、ユーザ数1,000万人といったところが議論されているところなんですけれども、私たちは本当に全くの消費者でございますし、消費者にとっては、この人数で区切られているということに対しては反対しておりますし、たしか前回出ております私どもの木村も、ここのところは反対していたんですけど、どうも通っちゃったみたいだということで不服を申し立てまして、私たちにとっても、この辺が決められていくということにはとても心配をしております。

そしてまた、月間アクティブ数などについても話されているんですけれども、ほかの構成員の先生たちからも出ていますように、月間でのアクティブ数というのは本当に変動が多いということですし、また、例えばゲームアプリなんか新しくアップされたとすると、最初は数が少なくても、月をまたいでどんどん増えていったり、またはそれが月をまたいで急に減ったりとか、とても不安定なアクティブ数だと思いますので、その辺はきちんと、月間アクティブ数ということは、あまり基準としては使わないほうがいいのではないかなと思います。

簡単なコメントではございますけれども、その辺はよくよく検討していただきたいと思えます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。たくさんコメント、構成員及び関係団体等の皆様方、ありがとうございます。

それでは、よろしければ事務局のほうから、できるところ、御回答いただければと思います。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。かなり広範囲ですので、全てお答えできないところかもしれませんが、もし追加で御質問あれば、いただければと思います。

まず、太田様からいただいた、ホームページを閲覧するだけでも契約締結になるかの点に関しては、一般的には契約締結にならないと考えております。その根拠は、ワンクリック詐欺のようなものを、閲覧しているだけで契約締結になるのかということ、そこはやはりならないと思いますので、閲覧だけで契約締結になるということは、基本的に想定していません。

佐藤様御指摘の、準備が必要になるので早めに明確化してほしいというところは御意見のとおりと思っております。ですので、我々も十分な準備期間を確保できるように、できるだけ早急に詳細が固められるように対応していきたいと考えているところです。

また、データベースに関して、15ページに関しては、特に特定利用者情報の範囲が、要は企業の中で複数のサービスを提供されていて、その複数のサービスの一部は該当するんだけど、その情報というのが、いろんなものにひもづいている情報まで全て対象になるのかどうなのかという御懸念かと思いますが、その点に関しては、対象となる情報というのは、基本的に、この規律の対象となっている役務に関して取得された利用者の情報であるというふうに御理解いただければと思います。

1,000万について、御質問というよりも御指摘の部分かと思いますが、太田様がおっしゃっていたアクティブユーザの部分で、アクティブユーザ数にするべきなのか、それともアカウント保有者を数えるべきなのかというところも論点としてあるのかと思いますが、死んでいるアカウントというか、もう一切使っていないようなアカウントまで対象にすべきなのかというところもあるかと思っております。あとは、一般的に公開されているアクティブユーザの数というのは、ログインをしているかどうかの数で計算されているケースが多いと考えていますけれど、太田様のおっしゃっていたように、ログインをしていなくてもいろんな情報を集めている場合もあるのではないかという御指摘は、実際の問題としてあり得ると考えています。ですので、アクティブユーザ数のアクティブの考え方というか、アクティブの定義を、単なるログインをただで捉えるのか、それとも、何かそういったいろんな情報を集めているようなもののユーザ数みたいなものをアクティブとして数えるのか、そういったところも論点としては、もしかしたらあり得るのかもしれないと感じたところです。

あと、10万の部分です。これは落合先生からいただいたもので、13ページ、正確な利用者数が算出困難な場合は10万単位での報告も可能とすることが考えられるのではないかという点に関して、これが実効的なのかどうなのか疑問があるということだったかと思えます。一般的に、契約を締結している人、もしくはアカウントを有する人の数というのは、月間アクティブユーザ数含めて、ある程度、事業者さんは正確に把握できていると考えているんですけど、例えば、先ほど佐藤様がおっしゃっていたようなEコマースみたいなもので、Eコマース自体は対象にならないんだけど、メッセージ機能の部分が規律の対象となり、その利用者数だけを算出するのがなかなか難しいとか、もしくはグローバル企業

において、グローバル企業全体のユーザ数というのは分かるんだけど、日本の利用者数だけを出すのがなかなか難しいとか、そういった事情も考えられなくもないと考えております。そのような場合は、ある程度妥当なライン、誰もがある程度納得できるような推計を使わざるを得ない部分もあるのかもしれないなと思ひ、その推計によって出すような場合に関しては10万単位などの報告も可能とすることが考えられるのではないかとということで、記載をさせていただいているところです。その辺りは事業者様の実態も踏まえて検討していきたいというふうに考えていますので、また来週ヒアリングを予定しているところです、その辺りの実態も事業者様からお聞かせいただけるとありがたいと考えているところです。

あとは、立石様からいただいた、クッキーで識別できる情報も対象となるのかどうかというところですけど、この点に関しては15ページ、通信の秘密に該当する情報は該当するんですけど、特定利用者情報の右側に該当します利用者の定義について、契約を締結した人または利用登録者、アカウントを持っている人という形になるかなと思ひています。ですので、そういったアカウントも持っていないし、契約も締結していないような人、クッキーだけで識別できるような情報の利用者というのは、ここの定義で言う利用者には入ってこないというところかなと思ひています。この部分はガバナンス検討会でも様々御意見あったところですけど、対象となる情報の範囲が非常に分かりにくいという産業界からの意見も多々いただいたところがありまして、最終的には、利用者の情報というのは、契約を締結した人またはアカウントを持っている人、利用登録をしてアカウントを持っている人、そういった利用者の情報というのが1つ、ガバナンス検討会の結論として位置づけられたというところでございます。

平野様がおっしゃっていた、月間アクティブユーザ数が非常に変動が大きいという御指摘もあるかと思いますが、その変動が大きいゆえに、単純に一月だけの月間アクティブユーザ数とするのではなくて、年の平均という形で、変動幅をできるだけ縮めて、一定程度継続的に利用されているようなサービスとすることは、1つの基準の考え方としてあり得るかなと考えているところです。

もし追加の御質問等あれば、いただければと思ひます。

すみません、もう1点、手塚先生から、ガイドラインを誰がまとめるのかに関しては、どちらもあり得るかなと思ひて、政府というか、総務省が皆様の御意見をいただきながら整理をしていくという考え方もあるでしょうし、事業者様や団体様として、民間

で考えたガイドラインみたいなものをつくっていただくというのものもあるのかもしれないと思います。その辺りどういうところがいいのかも含めて御意見頂戴できれば幸いです。よろしくお願ひいたします。

以上です。

【大橋主査】 今、事務局から一応の、御質問なり、あるいは御意見に対する御回答いただいたところではあります。追加でもし御意見あればぜひいただければと思いますが、今の時点でいかがでしょうか。

沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。今のアクティブの話は、足切りラインを上回るかどうか、基準の数え方として議論されていると思いますが、どういう情報が危ないかという意味では、非アクティブな利用者の情報も含めた方が良いでしょうと思います。本人はアカウント登録したこともすっかり忘れていてログインもしないという場合に、そのような利用者の情報がまとめてごそつとよろしくないことに使われていたりする可能性も考えると、非アクティブだからいいということにはならないような気がいたしました。

以上です。すみません。

【大橋主査】 ありがとうございます。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 すみません、何度も同じことを伺って申し訳ないんですけども、先ほどのモールのことなんですが、2ページのところを見ておりますけれども、同じことで申し訳ないです。モールですので、店舗とユーザの間のやり取りが購入に関連して当然発生するんですけども、それについては電気通信事業者なので、一番左で、登録・届出を必要とすると。ただ、事業領域として、それ以外の、店舗－利用者間のやり取り以外の部分の、例えば公開情報であるレビューみたいなところは、法人としては電気通信事業者であっても、電気通信事業の業務ではないので、一番右側、三号のところに行くという意味で、この三号のところにモールが書かれていると、そういう理解でよろしいでしょうか。同じことで申し訳ないです。

【大橋主査】 ありがとうございます。

安井様、お願いします。

【一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長 安井氏】 恐れ入ります。シェアリングエコノミー協会の安井です。

対象外の事業者に対しても適正な取扱いを推奨するというようなページがあったかと思うんですけども、その内容について、こちらが一番下のところで、取扱いの推奨の対象になる内容、これがどういった内容が想定されているのかというところを確認させていただければと思います。これは、規律の対象となる事業者に求められる内容と同じような内容が対象外の事業者にも、推奨レベルではあるけれども求められるのか、あるいは、ここはもう少し抽象的な内容にとどまるのかです。推奨という形ではあるものの、実質的に対象外の事業者にも規律が及んでくるような形になるのかなという、すみません、ちょっとここが分からなかったものですから、事務局の今の御想定をお聞かせいただければ幸いです。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、今の3名の方々の御回答はありますか。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。

まず、沢田先生の御指摘、ごもっともだと思っております。ですので、非アクティブだから要らないというところは、確かに当てはまらないところもあるのかなと思いますので、この論点についても少し改めて整理させていただいた上で、また次回御議論いただければと考えております。

森先生のモールのところに関しましては、要は、メッセージをやり取りするような部分、出店者と利用者がメッセージをやり取りするような、意思の疎通を行うような、そういった部分に関しましてはメッセージの媒介、通信の媒介になっているというところで、規律の対象になっております。ただ、ショッピングモール自体の、何か商品を提示して、クリックをして購入するだけとか、そういった部分、ショッピングモールだけの部分、商取引をやるだけの部分に関しては第三号事業になっていて、規律の対象となる役務にはなっていないので、資料2ページで申し上げますと一番右側になっているというふうに御理解いただければと思います。

ちょっとお答えになっているか、もし御不明な点あれば、再度言っていただければと思います。

【森構成員】 いえ。ありがとうございました。

【西浦事業政策課室長】 安井様がおっしゃっていた推奨の内容です。この部分に関しては、事務局として、今現時点でこういうふうにするべきだという考えを持っているわけではございません。ここは産業界の御意見、もしくは消費者の皆様の御意見も踏まえなが

ら、どういう規律が適当なのかというところについても少し御議論いただきながら、これは省令レベルの内容ではありませんので、少し時間もかけながら議論していければというふうに考えているところです。

以上です。

【一般社団法人シェアリングエコノミー協会公共政策部長 安井氏】 ありがとうございます。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。

様々御指摘ありがとうございました。多分お手が挙がっている方は皆さん御発言いただいたのかなと思います。

論点のほう、まだ前半でございまして、後半もございまして、また前半ございましたらおっしゃっていただければと思いますが、今、立石様から手が挙がっているので、じゃあこれで一応、一旦最後とさせていただければと思います。よろしくお願いします。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石氏】 すみません。先ほど事務局に解説いただいて分かったんですが、私がちょっと懸念していたのは、クッキーだけだと確かに個人情報についてはないんですけど、万が一、どこかで1回、今、実はクッキーだけだと、ブラウザを使っている人ってことになるわけですけど、位置情報も何もかも全部取られちゃうので、ほぼほぼ特定されちゃうんですね。ただ自分からオプトインしていないだけという話になってくるので、多分技術的にどれほどやれるかということの、裏で全部動いているので実感がないのかなというのが、逆に言うと私の実感でして、これぐらい恐ろしいというのを何かどこかで感じていただけたらなというので、申し上げました。

そこ自体は、そんなこともないだろうという話もあるかもしれないんですが、さっき申し上げたように、どこかで個人情報を持っているところとそのクッキーが結びつくと、物すごいデータベースになっちゃうという懸念がありまして、それでちょっと申し上げたところでございます。

以上です。すみません、ありがとうございました。

【大橋主査】 とんでもないです。ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。

特段、事務局からは、今の点は大丈夫でしょうか。

【西浦事業政策課室長】 立石様、ありがとうございます。ただ、この点に関しては、重要な情報であるというところは重々承知しているものの、法律において枠組みが決定し

てしまっているところがございます。法律の枠組みとしては、利用者、これは契約を締結した人、またはそれに準ずる者ですけれど、を識別することができる情報とされているところですので、クッキーだけで識別しているような情報というのは、法律の枠組みからいって、省令レベルで規律の対象とすることがなかなか難しいと御理解いただければと思います。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事 立石氏】 ありがとうございます。

【大橋主査】 ただ、究極的には利用者をどう守っていくのかというふうなことが重要なので、そういう意味で、今回ワーキングでのミッションは、今おっしゃっていただいた、付託されたものがございますけれども、引き続きしっかり検討しなければいけない部分もあるということだと思います。ありがとうございます。

まだ御意見あると思いますが、後半のほうの御説明も聞いていただいて、その上で改めて御質問、御意見いただければと思います。

それでは、後半の部分、検討事項6以降について御説明をお願いいたします。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。では、後半の規律の内容について、検討事項6から10になります。

まず17ページを御覧ください。社内ルールに相当しまして、策定義務と総務省に届出義務がございます情報取扱規程に関しまして、法律では、上段にありますとおり、安全管理に関する事項、委託先の監督に関する事項、情報取扱方針の策定・公表に関する事項、評価に関する事項とその他を記載することとされておまして、この詳細が検討事項となっております。

検討の視点としましては、ガバナンス検討会の報告書では、安全管理や委託先の監督などの方針や体制、方法を記載することが想定されると示されたところがございます。電気通信事業を対象とした個人情報保護のガイドラインがございますが、こちらでは安全管理措置が求められておまして、具体的には、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置と外的環境の把握が挙げられてございます。また、同じガイドラインでは、情報管理に関する事項として、安全管理に加えて、従業者の委託先の監督というのも規定されているところがございます。

具体的には19ページを少し御覧いただければと思いますけど、下段で、講じなければならぬ措置としまして、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的・技術的安全管

理措置の内容を盛り込むことが重要であるとされているところです。また、外的環境の把握としまして、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度などを把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされているところです。また、委託先の監督については、20ページになりますが、字が小さくて見にくくて恐縮ですけど、下段で（1）から（3）3つの事項が記載されておりまして、（1）としまして適切な委託先の選定、（2）として委託契約の締結、（3）としまして委託先における個人データ等の取扱状況の把握が規定されているところでございます。

こうした事項を踏まえまして、18ページに戻っていただければと思いますが、情報取扱規程に記載すべき事項としまして、例えば以下が考えられるのではないかとしまして、まず安全管理に関する事項に関しましては、先ほどのガイドラインの内容を踏襲しまして、組織的安全管理措置、これは責任者の設置、マニュアル整備、自己点検、監査などが該当しますが、こういった組織的安全管理措置と、人的安全管理措置、これは研修など、物理的安全管理措置、これは入退室管理や機器の持込みなど、技術的安全管理措置、サイバー攻撃への対策などというのと、外的環境の把握体制ということで、諸外国の法的環境の把握体制などを記載しているところでございます。

また、委託先の監督に関する事項も、先ほどのガイドラインの3つの事項を踏襲しまして、委託先の選定方法、これは自ら講ずべき安全管理措置と同等の措置が確実に実施されることの確認方法などというのと、委託契約において何を記載しているのかといった事項、これは安全管理措置であったり秘密保持であったり、再委託先の条件であったりといった内容、最後は、委託先、これは再委託先、再々委託先も含めてです、において、どのように情報の取扱状況を把握するのかといった体制・方法を記載しているところでございます。

また、次は法律事項でございますけど、3は情報取扱方針の策定及び公表に関する体制に関する事項で、4、評価に関する事項としましては、評価の実施体制と評価結果の反映体制、及び評価する項目と評価の頻度と評価方法、また、その他としましては従業員の監督を記載しているところでございます。

なお、グローバル企業において、日本の利用者情報に限定した取扱規程を策定することが難しい状況も想定されますので、上記が含まれる前提で、グローバル集団全体で取扱規程を策定いただくということも問題ないのではないかとしているところです。

また、諸外国の事例に関して、21ページを御覧いただければと思いますが、例えばドイ

ツの電気通信事業者法においては、以下の事項を含めたセキュリティコンセプトを作成しなければならないとしまして、セキュリティコンセプトは連邦ネットワーク庁に届け出なければならないとされております。またイギリスでも、セキュリティ侵害のリスクに関するビジネス手順を確立して、定期的に見直さなければならないとするなど、同様の規律は諸外国においてもあると認識しているところです。

続きまして23ページ、利用者への情報の公表を求める情報取扱方針についてです。上段にございますが、法律では、取得する情報の内容と目的及び方法、安全管理の方法、相談窓口の連絡先とその他とされておまして、その詳細が検討事項です。

検討の視点としましては、ガバナンス検討会の報告書では、情報を保管するサーバーの所在国と、業務を委託した委託先の所在国を公表することなどが考えられるというふうにされたところでございます。電気通信事業における個人情報保護のガイドラインにおいては、取得される情報の項目や取得方法、利用の目的などについてプライバシーポリシーを定めて公表することが適切であるとされたところでございます。

また、諸外国では、例えばEUのGDPRにおきましては、情報が直接、データ主体である利用者から取得される場合と、情報が利用者以外の第三者から取得される場合の双方において、関連する個人データの種類であったり、取扱いの目的であったり保管期間であったり、そういった内容を利用者へ情報提供しなければならないというのが規定されているところでございます。

また、本項目に関しては衆議院と参議院において附帯決議が出されておまして、取扱方針に関する総務省令を定めるに当たっては、利用者保護の重要性を十分に踏まえて、サーバーの所在国や、委託した第三者の所在国を公表することを定めることというふうにされているところでございます。また、サーバーの所在国については、国際標準であるISOでも、クラウドサービスの利用者データを保存する可能性のある国を利用者に通知することが推奨されているところでございます。

ですので、これを踏まえまして、御議論いただきたい事項としましては、24ページになりますが、公表する情報が多くなるほど利用者にとって分かりにくくなりかねないという事情も配慮しまして、必要最低限の事項として、ホームページにおいて、分かりやすい記載により以下を記載した情報取扱方針を策定いただくことが考えられるのではないかとこのようにしまして、まず1つ目としましては、情報の内容に関する事項として、取得する利用者情報の項目と特定利用情報の取得方法ということ。2つ目としまして、利用の目的

としましては、具体的利用例も含む利用の目的。3つ目、安全管理の方法に関しては、安全管理措置の概要に加えまして、委託先の所在国とサーバーの所在国について規定いただくというのが考えられると。4つ目としましては、相談に応ずる営業所の連絡先というのが考えられると、また、その他考慮すべき事項はあるかとしております。

仮にプライバシーポリシーを定めていく場合につきましては、既存のものに必要な事項を加えることでも問題ないのではないかというふうに行っているところではあります。

なお、御参考まで、個人情報法において、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含めて、本人に知り得る状態に置かなければならないとされている規律につきましては、括弧書き※印で付しているところがございます。

続きまして29ページ、評価に関してです。法律では、毎事業年度、情報の取扱状況に関する評価を求めておりまして、その詳細が検討事項となっております。

検討の視点としましては、ガバナンス検討会の報告書では、評価の観点として、外国の法制度が適正な取扱いに与える影響などの観点について含むことが考えられる旨示されているところがございます。また、他国の法令では、例えばEUのGDPRにおきましては、利用者であるデータ主体に及ぼすリスクなどのデータ保護影響評価を行うこととされているところでもございます。また、イギリスの電子コミュニケーション規制案においても、年に一度、ネットワークがさらされる危険性があるリスク、サプライチェーンリスク、セキュリティ侵害のリスクなどを考慮して、リスクに関する評価を書面で行うこととされているところでもございます。ただし、30ページを御覧いただければと思いますけど、EUにおいてもイギリスにおいても、データ主体の権利や自由に関するリスク評価やセキュリティ侵害のリスクの評価など、評価項目は比較的大きな項目とされておりまして、それほど細部までは規定していないという状況のようです。

ですので、29ページに戻っていただきまして、御議論いただきたい事項としましては、まず評価については、以下の事項・観点が考えられるのではないかとしまして、1つ目としましては、前年度において各事業者で定めていただいた社内ルールに相当します情報取扱規程と、利用者に公表する情報取扱方針がきちんと遵守されているかどうか、その確認をいただくというのが1つ目。2つ目としましては、会社の外で起きている変化、これは社会情勢や、技術の革新や法的環境の変化、サイバー攻撃のリスクなど、会社の外において起きている外部環境の変化によるリスク影響評価みたいなものが2つ目として考えられると。3つ目としましては、会社の中で起きている変化、これは、何か事故が発生したと

か、もしくは内部監査などで何か見つかったとか、そういったことによる影響の評価というの也被えられるかと。大きくこの3つが被えられるかと思っていまして、なお、グローバル企業において、日本の利用者情報に限定した評価の実施が難しい場合も想定されますので、企業集団全体で評価を行うことも問題ないのではないかとしているところでは。

続きまして、31ページが情報統括管理者の要件に関してでございます。法律では、管理的地位にあって、かつ利用者に関する情報の取扱いに関する一定の実務経験、その他総務省令で定める要件を備える者とされておりまして、この要件の詳細が検討事項でございます。

検討の視点としましては、ガバナンス検討会の報告書では、当該管理者の要件については特に言及はありませんが、電気通信事業法においては、今回情報統括管理者が新設される場所ですけれど、設備の統括管理者については既に法律で規定されているところでございます。その要件としては、電気通信設備の設計、工事、維持、運用、監督などの業務に通算して3年以上従事した経験を有すること、または同等以上の能力を有することが認められることとされているところでございます。

また、諸外国においても管理者や責任者というのが規定されているところでは、33ページを少し御覧いただければと思っております。EUやイギリス、ドイツなどでも管理者や責任者を設置することとされておりまして。ただ、その要件は、法令及び実務に関する専門知識を有することとか、組織上の役割を効率的に果たすことができる適切な知識・技能を有することなど、抽象度が比較的高い表現で規定されておりまして、年数などについては具体的には規定されていないという状況です。

一方、34ページですけれど、管理者ではございませんが、情報セキュリティに関する国際的な資格においては、C I S S Pなどを含めまして、試験合格に加えて、5年以上の関連する業務経験が要件とされているということ、また、下段でございますが、日本国内の他の法律におきまして、鉄道事業法や航空法などにおいて安全統括管理者を規定しておりますが、3年以上の実務経験を有する者というのが多い状況というところでございます。

これらも踏まえまして、31ページに戻っていただきまして、御議論いただきたい事項としましては、情報統括管理者の要件としては、情報の取扱いに関する安全管理または法令などに関する業務、もしくはこれらの業務を監督する業務に一定期間従事した経験、これは他業者も含むというふうにしまして、を有すること、または同等以上の能力を有することが認められるというのが被えられるのではないかとしているところでは。

また、C I OやC I S Oや個人情報保護統括管理者などを設置している場合は、必要となる任務を追加して対応いただくということも問題ないのではないかとしているところで

す。

最後になりますが、35ページでございます。事故報告の対象となる特定利用者情報の詳細についてでございます。現行法におきましても、通信の秘密の漏えいに関しては総務省への報告が必要となっておりますが、今回の改正によって、省令で定める特定利用者情報の漏えいが報告対象として追加されたところでございます。その範囲が検討事項の対象となるというところでございます。

検討の視点としましては、まず個人情報保護法は、一定の個人データの漏えいなどが発生した場合について報告義務を課しているところでございまして、電気通信事業については、電気通信事業で漏えいが発生した場合には、その受領権限が総務大臣に委任されているところでございまして、電気通信事業において個人データの漏えいが発生した場合には総務省宛てに漏えい報告がなされるというところでございます。その漏えいなどの場合に報告対象となる個人データについては、個人情報保護法の施行規則で一定程度限定がなされておきまして、例えば本人の数が1,000人を超える漏えいなどが発生した場合など、限定されているところでございます。

ですので、これらも踏まえまして、御議論いただきたい事項としましては、個人情報保護法の基準を一部踏襲しまして、通信の秘密以外の情報については、データベースなどを構成する利用者の数が1,000人を超える特定利用者情報の漏えいが発生した場合に報告を求めるとことが考えられるのではないかとしているところです。なお、当該電気通信事業法に基づく特定利用者情報の漏えいの報告と、個人情報保護法に基づく個人データ漏えいの報告の双方が該当する事態というのも考えられるかと思っております。そのような場合には、双方の法律に基づく報告を、1つの報告書、1つの様式で行うことも可能とすべきではないかとしておりまして、個人情報保護委員会事務局様と連携しながら、様式の統一化なども進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、前半と同じ要領で、後半についても皆様方から御意見いただければと思います。論点としては6から10になりますけれども、それについてあれば、ぜひいただければと思います。もし構成員と関係団体の方が同時に挙げられた場合は、構成員のほうから先

に御発言いただくような形で進めます。よろしく願いいたします。

それでは、沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。説明ありがとうございました。では、また順番に申し上げます。

検討事項6の情報取扱規程に関しましては、内容はおおむね妥当と思いますが、この規律の対象となりそうな企業は、既に何らかの社内規程を持っていると想像します。書き方は、それぞれいろんな工夫をされていると思いますが、利用者情報を今回の改正法と同じように分けているわけではないと思います。先ほど立石さんからありましたクッキー情報にひもづいたものも含めて、今回の改正法上の利用者情報に当たらない場合を含めてきちんと管理するという規程をつくっているところもあると思いますので、この法律に合わせてわざわざ分けろとは言わないでほしいなど。むしろ、それぞれの事業者が、どの範囲の情報を利用者情報と考える安全管理措置を講じているかということのほうが重要のように思いますので、その辺りをお聞きできるような運用をお願いしたいと思いました。プライバシーポリシーと同様に、既存の規程内容に不足があれば指摘するにとどめ、特別な様式を要求するようなことはしない方が良いと思いました。

グローバル企業に対する配慮も一定必要とは思いますが、グローバル企業であっても、日本でそれなりの規模で運営されていれば、日本の個人情報保護法にのっとった規程ができていのかどうか確認は必要だと思います。それは電気通信事業法のカバー範囲ではないにしても、日本の法制度や利用環境に合わせて何か追加的に規定している事項があれば含めていただいてもいいのではないかと思います。

検討事項7の情報取扱方針に関しては、個人情報保護法の通知・公表義務の中でカバーされているものが多いようなので、既存のもので、差分だけ要求するというだけでいいと思います。限定的に列挙して、これとこれとこれを取扱方針の中に規定しなさいと言ってしまうと、形だけ整えて魂が入っていないことになることを危惧します。

利用者情報の取扱いというのは、経営方針そのもの、その会社のリスクに対する感度とガバナンス状況を示すものとお考えいただきたいです。もちろん利用者に対するところは分かりやすくしてもらう必要はあるのですが、それとともに投資家の方々も念頭に置いて、例えば有価証券報告書の財務情報ではない部分、「事業等のリスク」等を深掘りするような感じで書いていただくほうがうれしいなと思いました。

取扱規程とか取扱方針に関しては、電気通信事業法の規律の対象ではない事業者に対し

でも推奨してほしいです。先ほどのシェアリングエコノミー協会様からの御質問に対する個人的な意見として、こういったところをぜひ推奨してほしいと思いました。

検討事項の8、自己評価の内容も妥当と思いましたが、先ほどと同様、グローバル企業も日本独自のリスクや環境変化には目配りをしていただきたいです。日本について特段の事情変化などがもしあれば、ということは記載していただいてもいいのではないかと思います。

検討事項の9に関しましては、私は、プライバシーガバナンスガイドブックのプライバシー保護責任者のようなイメージで受け止めていました。技術的な専門家というよりは、事業部門に対して指示ができる立場、部門横断的に指示ができる立場のほうが重要かもしれないと思いました。

1点質問は、この統括管理者のカバー範囲、また監督する中身としては、第27条の12の、情報送信指令通信に関しては監督義務の外にあるのでしょうか。すみません、法律をちゃんと読めていないので、質問させていただきました。

最後の検討事項10の、報告をダブらないで一元化するということは、とてもよいと思いました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 ありがとうございます。また最初のほうからやっついこうかなと思うんですが、まず検討事項の6ですけども、18ページで、今回4が入っているのがすごいいいなと思っていて、結局、今回のいろいろなお話とかで、どこかできちんと見直しをしないといけないねという、ほかのところが変わったときに、それをきちんとPDCAを回して見直すことが重要だねということが認識としてあったので、この評価と、それを反映する体制というのが入っているのは、すごく賛成だと思っています。

あと、ちょっと先に行ってしまうのですが、24ページですけども、公表する事項のところは国とか所在地とかの名前というか、その辺りを書くというのは、知りたいところではあるんですけども、可能であれば、やはりその法制度を書いてもらいたいなと思っていて、というのは、一般ユーザが、例えばアメリカにサーバーがありますと書かれたときに、その意味がよく分からないと思うんですよね。サーバーがアメリカにあると、なぜ公表が必要なのかというのは、やっぱり法律が違ったりする可能性があるからだというこ

とだと思うので、そういう意味で、可能な範囲でいいとは、可能な範囲じゃないと思うんだよな、本当は預けているんだから知っておこうよという感じなので、預けている先の国の法制度に関する事項なんかもちよっと入れておいてもらえるとありがたいかなというふうに思います。

あと、31ページ、統括管理のところですけども、経験の年数というのは、確かにあったほうがいいなと思うんですけども、この分野、結構流れが激しかったりすると、あんまり長い経験があると、それはそれで若手の人になりにくい、技術が分かっている人とかになりにくいというのもあるのかなと思っていて、その辺りで、経験がどのぐらいなのがいいのかというのが、そういう流れが速いという分野から見てもらいたいかなというふうには思ったりしています。なので、先ほど沢田さんが、ある程度の責任が持てる方というのもおっしゃっていたので、その責任があるという意味で一定の年数というのがあってもいいかなとは思いますが、そういう意味では、こういう分野だから3年が限度ぐらいかなと、個人的には思っているところです。

幾つか抜けたりしていますけど、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、森構成員、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。私は、7番目、取扱方針についてです。公表されるのがこれなので、ここが重要なのではないかと考えています。もともとLINE問題に端を発した適正な取扱規律なわけですけども、そこでも透明性ということが問題視されていたわけですので、何をユーザに対して明らかにしてもらおうかということは重要だと思います。内部のことも大切かもしれませんが、それ以上に、この方針、公表されるものが重要だと思っていて、そういう意味では、今、24ページに1番、2番、3番、4番というふうにあるわけなんですけれども、特に、もしかするとインシデント対応みたいなものは、3の安全管理の方法に関する事項のところに含まれるのかもしれませんが、それについて対応方針といいますか、そういうことが含まれてくるんだと思いますけれども、その方針は公開していただくとして、個々に発生した事象についても、例えばガバメントアクセスがありましたとか、そういうことについてもここに、公表事項にさせていただくのがいいんじゃないかと思っています。

それから、8番の評価ですけども、その評価について、これも29ページに1番、2番、3番と、御議論いただきたい事項に書いていただきましたが、外部環境の変化による影響

とか内部環境の変化による影響というところで、事故が「内部環境の変化による」のほうに分類されていますが、ガバメントアクセスのようなことも海外であれば、分類はどちらでもいいんですけども、2と3のはざままで、外部環境と内部環境のはざままで落ちないようにしていただきたいというふうに思っています。

それから、同じことは10番、事故報告の対象についても言えるかなと思っておりまして、ここでは漏えい、通信の秘密は全件なんですけれども、通信の秘密以外のもの、特定利用者情報については1,000人を超えるというふうになっておりますが、その2つとは別に、やはりガバメントアクセスがあった場合には、これは特定利用者情報であっても報告していただくということではないかというふうに思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、相田構成員、お願いします。

【相田構成員】 私も、前のお二方、上沼構成員、森構成員と同じく、検討事項7に関して、附帯決議で求められているのは、データが外国に置かれている場合と、外国の人に委託する場合ということなんですけれども、データは自社、日本国内にある、でも自社の海外駐在所からそのデータにアクセスしていろんな操作を行っているというようなケースについて、本当に国内で行うのと同じような入退室管理ですとかアクセス管理ですとか、そういうことをきちんとやっていただいてセキュリティを確保するというのは大原則だと思いつつ、やはりそれぞれの国の法令に従って、警察が踏み込んできたときには何とかしなきゃいけないとか、あるいは途中の回線が合法的に盗聴される可能性があるとか、そういうような可能性がもしかしたらあるのかもしれないというようなことで、そういうようなケースについて公表する必要があるのかどうかというようなことについて、これはどちらかという、いろんな事業者の方々に実態等をお聞きした上で、そういうものについてもやはり公表の対象にする必要があるかどうかということは検討する余地があるんじゃないかなというふうに、ちょっと思いました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

もうお一方御発言いただいて、その上で事務局から御回答いただくような形にしますか。それでは、手塚構成員、お願いします。

【手塚構成員】 手塚です。検討項目6の18ページです。今の、まさに外的環境の把握

体制のところは、今、構成員の先生から言われた内容が最も重要だと思ひまして、その辺が要するに海外という点で、非常に日本の手の届かないところ、これについてよく示すというのは非常に重要なことかなと思ひます。それがまず1点です。

それと、委託先のことについてですけども、これも委託元が一番最後は責任を取るんだよというところを徹底するということが非常に重要かなと。自分のところでやっている、それをただ委託先に任せているという、そこの考え方をしっかりとする必要はあるかなと思ひています。

それと、グローバル企業の件でございますけども、グローバル企業ですと我が国のことだけを考へているわけではないというのはそのとおりのことですが、グローバル企業でも日本でビジネスを営む限りは、日本の制度というものにしっかりと対応し、それを示す必要があると思ひますね。ですから、どこに日本の制度に基づいて基準と規定等を書いているかというのがやはり一目できるようにするという、そういう義務はあるのではないかとこのように考へました。これはほかのところにも、グローバル企業にという言葉が、たしか29ページにも出てきたと思ひますが、同じ考へ方でございます。

あと35ページでございますけども、最後のところの個人情報保護法と、こちらの電気通信事業法の関係で、報告書はなるべく統一するという、双方の法に基づく報告を一の報告書で行うという、これは非常に、利用者といいますか、servicerのほうからは非常にありがたいことだと思ひますが、そのときに、やはり両方に出すという点では変わらないわけなので、その辺しっかりと明記しておくということも併せて必要かなと思ひました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、ここまでのところで、もし事務局から回答できることがあればお願いします。

【西浦事業政策課室長】 御質問ありがとうございます。

まず沢田先生の、情報取扱規程に関しては、御指摘のとおり、事業者によって独自の社内ルールで、独自の様式で、独自の順番で定めているものだと思いますので、我々としてこの順番に書いてくれというものではございません。ただ、この記載されている事項がきちんと書かれているかどうかを確認させていただくために、例えばですけど、表紙に何か1枚、この事項は何ページに、この事項は何ページに書いてある、そういったものを1枚つけていただいて、様式は特に求めない、任意の様式で対応いただくということが考へられるかなというふうに考へているところです。

差分に関しては、取扱方針の公表すべき情報に関しては差分があるんですけど、取扱規程に関しては、個人情報保護法では安全管理をなささいというアクションを求めているんですけど、それを文書にして政府に届け出るような義務は課していないので、ここは純粹に個人情報保護法から上乘せ規律になります。差分に関しては、文書を作るという全体が差分になってくると御理解いただければと思います。

次、外部送信の規律に関しては統括管理者の責任が及ぶのかのご質問に関しまして、法律上は、統括管理者は、ここで示させていただいた情報取扱規程と情報取扱方針と評価の責任者とされていますので、外部送信の規律に関しては、法律上は、責任が及ぶものではないというふうに御理解いただければと思います。

次、上沼先生のご質問で、情報取扱方針において諸外国の制度も記載するようなことが考えられるのではないかという点に関しましては、内部でも検討させていただきたいと考えております。懸念としては、情報が非常に多くなってしまって分かりにくくなってしまいうという懸念があるかもしれないですけど、そこは工夫の余地もあるのかなと思いますので、御指摘踏まえて検討したいと考えています。

森先生に関して、事故が発生した場合、そういった事故の公表についても取扱方針に記載すべきだという点、あとは評価に関しても、ガバメントアクセスに関しての評価事項みたいなものがきちんと、間に落ちることがないようにという御指摘に関しましては、表現の仕方も含めて検討したいと考えております。

相田先生からの御指摘の視点としては、会社としては同じ会社の中ではあるものの、外国にその会社の中の支社みたいなものがあって、そこからアクセスするような場合に関してどうなのかという点に関しましては、これは、今の記載している内容からすれば公表の規律はかからないということになるかと思うんですけど、先生おっしゃっていたように、事業者様で実態もお伺いさせていただきながら、検討を進められれば考えているところです。

手塚先生の最後に御指摘があった様式のところに関しては、35ページの検討の視点の1つ目で書かせていただいていますけど、個人情報保護法でも個人データの漏えいに関しては報告義務を課しているんですけど、電気通信事業に関しては、その受領権限が総務大臣に委任されています。ですので電気通信事業において発生した事案に関しては総務省に一元的に報告することになっていますので、電気通信事業法に基づく特定利用者情報の漏えいと、個人情報保護法に基づくデータの漏えいが電気通信事業において発生した場合に関しましては、総務省で一元的に報告書を受け取るというふうに御理解いただければと思います。

ます。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、佐藤様、お願いします。

【一般社団法人新経済連盟事務局政策部長 佐藤氏】 新経連の佐藤でございます。ありがとうございます。

検討事項8の評価のところでございますけれども、ちゃんとPDCAを回していくという観点からしますと、何のためにどういうところを着目して評価していくのかということをしっかり定めておかないと、事業者としてなかなかやりにくいところがございます。これは質問的な話でございますけれども、ここで外国の例として挙げていただいているものを拝見しますと、情報システムのセキュリティ評価的なものや、あるいはプライバシーの観点からやっていくようなものなどが混ざっている。これは両方の観点があるのかなとも思うのですけれども、どちらの方向を指向して評価をやっていったらいいのかある程度明確にさせていただけると対応がしやすいと思ったということが1点目でございます。

それとも関連する話ですが、統括管理者のところでございます。ここにも、「利用者に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令等に関する業務」と書いてありますけれども、「安全管理」という言葉の趣旨が、先ほどの話に引きつけて言えば、セキュリティ面の話なのか、あるいはプライバシーにより着目した話なのか、両方なのか。この上のところで、「CIO、CISO、個人情報保護管理者等を設置している場合は、必要となる任務を追加して対応することも問題ない」というようなことも書いてありますので、広めに趣旨を捉えているのかなという感じもしましたが、いずれにしてもこの辺をどのような整理でお考えになられているのか確認させていただければと思ったところでございます。

それと、順番が前後いたしますけれども、情報取扱規程ですとか情報取扱方針、あるいは事故報告のところですか。これは個人情報保護法に基づくリクワイアメントと一緒にできるところはなるべく一緒にしつつ、差分があるところはその差分を明らかにするという方向性については、そういう形がよろしいと考えてございます。ただ、その中で、先ほど西浦室長からのお話にもありましたけれども、情報取扱規程を書き物として作成し行政に提出する部分については上乘せになりますというお話もありました。この点、個人情報保護法の世界でそれなりに既存のものを作っている事業者もあるとは思いますが、ただ、これを行政に提出する書き物として作るということになりますと、行政に提出するものか否か

という差もありますし、総務省としてどういったものが必要と考えているのかある程度示していただけると、事業者としてはやりやすいというところもございます。その意味では、書式などをかちっと定める必要はないとは思いますが、ある程度参考になるような、ひな形的なものがあれば、施行まで準備の時間が限られているところもありますので、そういった御配慮もいただけるとよいのではないかかと思った次第でございます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、中嶋様、お願いします。

【一般社団法人セーフターインターネット協会事務局長 中嶋氏】 ありがとうございます。セーフターインターネット協会の中嶋でございます。よろしく願いいたします。

私どものほうからは2点、1点目は検討事項6についてですけれども、今も沢田先生からお話があったと思いますが、多くの事業者、いろいろな形で既に作っている部分もあるというふうに考えておりますし、また何かそれを変更する場合には多くの部署が絡んでくるというような形にもなって、1つにまとめると多くの部署が絡んできて、柔軟に対応できないというようなこともあると思いますので、やはりそれぞれ作ったものを合わせて規程にさせていただくというようなことと、あとは提出の期間、それから方法についても御配慮いただければと、それで柔軟に早く対応できるようになればというふうに考えております。

もう1点は検討事項の10でございますが、こちら先ほど沢田先生からお話がありましたけれども、同一のものを、少し形を分けて2個作るとか、2回違う場所に報告するというようなことにならないようにするためにも、この点について御配慮いただければというふうに考えております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

お手が挙がっている方は今のところ以上ではないかと思っておりますので、ここまでのところで事務局からレスポンスいただいてもよろしいでしょうか。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。

まず、新経連の佐藤様からのご質問です。評価に関して、プライバシーなのかセキュリティなのか、どちらを目的とするものなのか明確にするべきだという御意見に関しましては、軸足としては、セキュリティに軸足があるということかと思っております。これは統括管理

者のほうにおいても同じです。そのため、31ページでC I O、C I S Oを前に持ってきているというところがあります。ですので、プライバシーかセキュリティかと言われれば、軸足としては少しセキュリティにあると御理解いただければと思います。ただ、プライバシーの配慮もやはり必要ですし、責任者に関しては、C I S Oはいるけれど個人情報保護管理者はいないとか、もしくはその逆というのもあり得るかなと思いますので、どちらにも柔軟に対応できるような形で広めに取っていると御理解いただければと思います。

また、取扱規程に関して、参考となるようなひな形とか、そういうのがあるとやりやすいという御指摘いただきましたので、それについては少し検討したいと考えております。

S I Aさんの御指摘も、御指摘を踏まえて、提出の時期なども含めて、少し配慮したいというふうに考えているところです。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方でもしあれば、ぜひいただければと思います。

まず奥原様、お願いします。

【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事 奥原氏】

ありがとうございます。N A C Sの奥原でございます。

私からは3点ほどありまして、まずはスライドの24ページです。検討事項の7番になりますけれども、こちらの方向性は非常によいことだと思います。太字で分かりやすい記載ということも書かれてあるんですけども、個人情報保護法でも公表事項に新しく安全管理措置を記載するということが追加されたわけです。消費者にとっては、安全管理措置がどこまで取られているからよいのかということも非常に分かりづらい中で、出していたくことはいいんですけども、やはり情報過多になってしまったり、専門的過ぎたりすると分かりづらいというのがあります。それからあとは、事業者の皆様側からしても、これ、どこまで何を表示するのかというのは実は非常に困っているのではないかと思います。幾つかのサイトを拝見させていただく中でも、これはすばらしいというものはなかなか見つけづらいものです。ここについては、あまり書き過ぎてもかえってリスクになるので、それは書かなくてもよしというようなこともあったりするので、では一体何をどこからどこまで出せばよいのか、示せばよいのかということは、消費者、事業者双方、非常に悩ましい問題でありますので、ここはぜひ、その「分かりやすい」という意味ももう少し深掘りした中で、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それからあと、越境するときです。外国にある第三者に情報が提供されるときに同意を取るといふときに、消費者であった場合、その本人にあらかじめ知らせておかなければいけないこと、サーバーで保管するだけで、移転にも当たらないけれども、外的環境は把握しておかなければいけない、ではそれは何なのかということですか、そういうところが、便利で、非常に権利が拡大された一方で、分かりづらくなっていますので、それらのことと、この電気通信事業法での決まりをつくるというのはよいんですけども、その辺の区分も含めて、ぜひ分かりやすい記載をしていただきたいと思います。

それから、検討事項8番で、スライド29ですけども、この評価に関しても非常に方向性としてはよいと思います。ただ、こちらは何をどのように評価して、どうそれを表現していくのかということもある程度整理をして、項目を決めるということだけではなくて、こちら事業者にとっても分かりやすい、それから、当然その情報も開示していく、何らかの形で公表はしていられると思いますので、それだから安心なんだ、安全なんだということが理解できるような形で示されるような工夫をぜひお願いしたいところです。

それからあと3点目は、検討事項の10番です。これも個人の権利が拡充されたし、事業者の義務も厳しくなったということではあるんですけども、実際、個人の権利が拡大されて、報告が義務化された要件が本人にも知らされますということとを一体どれだけの消費者が理解しているかなということがありますので、ぜひこれは消費者にとっても分かりやすい記載といえますか、表現にしていきたいと思いますし、あともう一つは、これを報告していただくことによって、被害の拡大を未然に防止したりであるとか、今どういうことが起こっていて、何に注意が必要なのかということとを情報発信していただけるからという意味でも、この報告というのは非常に有効な手段になってくるのであろうと思います。ですので、報告するということから始まるんですけども、報告を義務化した中で、どのようにその報告をフィードバック、皆さんにしていくのか。あとは企業にとっても、その情報というのは、リスク管理、それから対策を取っていく上で非常に有益になろうかと思っておりますので、その情報の活用の仕方、発信の仕方等も、ぜひ議論していただけたらと思います。

私からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございました。

続いて、石田様、お願いします。

【公益社団法人全国消費生活相談員協会理事 石田氏】 全国消費生活相談員協会の石

田です。私からは1点だけですけれども、重要なのは24ページの、消費者に分かりやすい記載によってお知らせをするというところなんです、このところに利用者情報の、取得する情報の項目、情報の取得方法、そしてその利用目的と、安全管理と書かれているんですけれども、例えば、その利用者情報を利用しない方法、そこから離脱する方法とかも必要なんじゃないかと思うんですけれども、そういうことは可能でしょうか。それについて教えていただきたいと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ほかに御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。構成員でも、あるいは関係団体の皆様方でも結構でございますけれども、ございますか。あるいは、本日、10の多岐にわたる検討事項をお示しさせていただきましたけれども、全体を通じて御意見、御質問あれば、併せてお願いできればと思います。

それでは、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。一般的な問題に若干なるかもしれないんですけども、情報量と分かりやすさのトレードオフの問題について、ちょっとだけ申し上げておこうと思います。

確かにウェブサイトがたくさん、いっぱい書かれると分かりにくいというのは、それはそのとおりなんですけれども、物によっては、特にプライバシーポリシーの文脈で言われる話なんですけども、プライバシーポリシーを見ても分からないです、長いとかいうことがあるんですけど、それはいろいろ工夫して分かりやすく表示するというようなこと、例えばアコーディオン方式にして、細かいことは隠しておいて、項目だけ出すとか、一方で情報の出し方の工夫をすれば、情報がたくさんあっても分かりやすく読めるんじゃないかと。ユーザが興味のあるところをぼちっとやると、そこだけ開いて読めるというような、そういうやり方もありますし、あともう一つは、やっぱり専門家、よく知っている人が見て、それをSNSに書いたりして、それでユーザが自分の信頼している発信者、セキュリティの専門家の方とか、私もそういう人のツイッターをフォローしたりしていますけれども、そういうことによって情報を得たりすることもありますので、工夫によってトレードオフの状態というのは解決する場合がありますので、分かりにくいから情報を限定するということがばかりではないということは申し上げておこうと思います。

以上です。

【大橋主査】 重要な御指摘だと思います。ありがとうございます。

続いて、落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。別件で少し抜けておりましたので、これまでの議論を踏まえていない点がありましたら申し訳ございません。私からも何点かコメントさせていただきたいと思います。

1つ目が、この規律の内容に関する全般についてですが、個人情報保護法と同様の規定がある事項について、電気通信事業法側でも定めを置いているということで、これ自体は、例えば、私もよく関わっております金融分野などでは、銀行法ですとか金商法ですとか、そういった法令で書かれることはあります。こういったものが必要に応じて書かれるべきことだというのは、全くそのとおりだと思っております。一方で、ただ規律を置くことによって、必要以上というか、法対応のためだけに整理のために手間がかかるような形に事業者のほうでならないようにするのは重要と考えております。そういった意味では、内容自体がどうこうではなく、全体として、個人情報保護法ではここまで定めていて、電気通信事業法においてはこういった要求事項が追加になっているということで、追加部分を分かるような形にしていくことが重要と考えます。最終的に政令とか、省令というよりは、もしかするとある種の説明文書のようなものになるのかもしれませんが、御整理いただけるといいと思っております。まずこれが1つ目です。

2つ目の点が、検討事項の⑦において、第三国の所在等に関する公表というのが附帯決議に入っておりまして、これを踏まえて対応する必要がある事項になっていると思っております。この場合に、やはり一つ重要になってきますのが、ガバメントアクセスの有無ですが、具体的に何をもってガバメントアクセスであると捉えていくのかは明確にした上で、一定の場合には、仮に万が一アクセスが生じた場合には利用者側に分かるようにしておくこと自体は大事だと思います。一方で、ガバメントアクセスという言葉自体が様々、多義的でもありますし、一定の法令に基づく情報の提供を求めることは、西側諸国でもそういうこと自体が起こることはあり得ると思っております。その他考慮すべき事項ということで、おそらくガバメントアクセスの議論になるのだろうとは思いましたので、どういうものを要求事項にするのかは明確にさせていただけるといいのではないかと考えております。

また、開示自体は、分かりやすい記載、これは利用者から見て分かりやすい記載という意味と、一方で、後で様々なことで検証したりできるような情報としてディスクロージャーを求めるのか、こういったいずれの視点で議論しているのかを明確にした上で、その目

的に応じて記載項目の多い少ないということは整理できるといいと思っております。

そのほかの点といたしましては、検討事項9の特定利用者情報統括管理者の要件というところがございます。要件の部分で一定の業務経験等が定められておりますが、この部分については、過度に厳しくなった場合に、やはりなかなか設置ができない事業者が出てくる可能性もあると思います。なかなかこういった知識、経験を持っておられる方は少ないことがあると思いますので、形式的な要件だけにとらわれ過ぎないようにするということが大事だと思います。また一方で、一度選任したらそれで終わりというよりか、実際に実務の改善を担っていただくところが本質的には情報統括管理者の方に期待されることであると思いますし、また一定の責任を負っていただくということも重要だと思いますので、選任要件自体を厳しくし過ぎるよりかは、その後ちゃんと動いてもらうということだと思います。行政の管理監督という意味でも、設置してもらったら終わりという形にするよりは、しっかりとワークしてもらっているのかどうかをしっかりと状況を見ながら監督していただけるような検討をしていただければと思っております。

私からは以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、平野様、お願いします。

【主婦連合会副会長 平野氏】 ありがとうございます。主婦連の平野です。ほとんど私から言いたいことは、今、奥原さんや石田さんなどからも出ていたことと重複するんですけども、確かに情報過多というのは、私たち消費者にとっても分かりにくくなるし、頭が痛くなることなんですけれども、ですが、やはり言葉遣いなどは配慮が必要なんですけれども、一番気になるところは、私たちから取られた情報の行き先というのは知りたいと思っております。特に、ここで検討されているということはありがたいと思うんですが、外国のサーバーを経由するなんていうことは、やはりとても気になっているところです。ですから、そのようなことがきちんと示されるというのはありがたいと思います。

知りたい情報というのは、本当に消費者それぞれが違うというところもありますので、やはり、これは知らせない、これは知らせるというようなことを取捨するというのはどうかなというふうに、個人的には思っております。ただ、その記載の方法については、先ほど事例をおっしゃってくださったところもありますので、そこのページから飛ばしてきちんとそこは記載するなど、または、ここは消費者にとってとても重要な点ということはきちんと精査して、別枠ですぐ分かるような方法で示すとか、そういったことの工夫も必要

だと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続いて、森構成員、お願いします。

【森構成員】 度々申し訳ありません。ちょっと全体的なことについて、この検討会でのコミュニケーションについて申し上げようと思うんですけども、私は、前からというか、法律ができる前からいる委員なんですけども、まずやっぱりここまでの経緯として、数字、本件で言うと1,000万人とか、そういうことについては、別にしっかり検討して出たというものではなくて、取りあえずこれでどうでしょうということが出てきていることであるということについては御理解いただきたいと思います。

それからもう一つ、言葉の使い方として何かうるさいことを言って申し訳ないんですけども、上乗せ規制というような、個人情報保護法との関係で、分かりやすいのでそういう御説明になるのは仕方ないと思うんですけども、事務局も使っておられましたし、もしかしたら私も言っちゃったかもしれないんですが、やっぱりそもそも違う部分に本当はフォーカスされていたわけですし、クッキーで識別されるというところですよ、それは先ほど立石さんのお話もありました。そこをある程度、立法事実としては狙っていたわけですし、そうはならなかったとはいっても、じゃあ個人情報なのかというと、そんなことなく、個人情報ではないものって多分に含まれていると思うんですね。アカウントをつくるにしても、名前を入れないものって、たくさんあります。ゲームなんてほとんどそうだと思いますし、あと契約も匿名でできるという場合もあるかもしれませんし、個人情報じゃない情報は、たくさん特定利用者情報の中にあると思うんです。

そういうものについては、恐らくは事業者側でも、そんな利用目的の制限とか、どうでしょうね、適正取得とかそういうこと、自分の中でひもづいて、特定利用者情報のデータベースに入ってくるものについてしっかり説明して取得するという、個人情報と同じようには注意していないと思うんですね。ですので、やっぱり個人情報じゃないものってたくさん含まれています。法人の情報もちろん含まれていますし、ですので、その上乗せ規制というようなことで言ってしまうと、もちろん事務局とかはよく御存じなわけですけども、これも公開されていますし、皆さんがお聞きになって、個人情報の上乗せ規制なのかと思われてしまうと、本当はそうじゃないということがあるかと思しますので、そこは正確に、これは事業法の趣旨、電気通信サービスを利用する人の保護のためにつくら

れた、電気通信サービスの信頼確保のためにつくられたルールでありますので、個人情報とはこれこれこういうことで違いますけれども、アナロジーは利きますぐらいの話にしていただいたほうがいいのではないかと思います。

細かいことですが、以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。正しい指摘だと思います。

続いて、山崎様、お願いします。

【欧州ビジネス協会電気通信機器委員会 山崎氏】 ありがとうございます。欧州ビジネス協会の山崎でございます。全般的なところで1つだけコメントさせてください。

協会といたしましても、ユーザの保護は最重要課題だという認識はもちろんございます。ですが一方で、海外、特にEUでの関係規制とのハーモナイゼーションと申しますか、そういったところにも今後御配慮いただいて議論を進めていただければというふうに思います。GDPRは特に電気通信に限ったものではございませんけれども、これらとも同調するような内容で進めていただければというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

【大橋主査】 ぜひそのようにしていけることが重要だと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、ここまで、事務局のほうでもしございましたら、いただけますでしょうか。

【西浦事業政策課室長】 ありがとうございます。

まず奥原様の御指摘、分かりやすい情報発信の部分に関しましては、恐らく森先生の1つ目の御指摘、もしくは石田様の御指摘と通ずるところがあるかなと思っていまして、表現として「分かりやすい記載により」と書かせていただいていますけど、この「分かりやすい」をもう少し細分化して、どういうものが分かりやすいものなのかというところ、そういうところも触れられるようであれば触れるような形で検討したいと考えております。

奥原様からの2つ目の指摘で、情報の報告を受けた活用の仕方について工夫してほしいということについても検討したいと考えております。

あと、石田様からいただいた、オプトアウトの話に関しては、25ページに一応、電気通信事業における個人情報保護のガイドラインを策定しておりまして、ここの15条の(9)番、利用者の選択機会の内容が、石田様がおっしゃっていたオプトアウトの内容になっているところなんです。これを取扱方針にも記載いただくことを考えたのですが、法律で、オプ

トアウト、途中でやめられることを義務化している条項がなく、このガイドラインにおいても、任意で自主的にそういったオプトアウトみたいな措置を設けている場合は、その情報をプライバシーポリシーに書いてくださいという内容になっておりまして、任意でやっければ公開してくださいねというようなものを、策定義務が課される取扱方針の中に、どこまで位置づけるかどうかというところが少し悩ましいところがあり、今回の案に関しては記載していないという経緯があるところでございます。

落合先生からいただいた部分に関しても、分かりやすい情報発信含めて御指摘のとおりかと思っておりますので、検討したいと考えております。

あとは、森先生御指摘の上乗せの部分に関しては、御指摘のとおりだと思っておりますので、事務局としても言葉遣いに注意したいと考えております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

様々闊達な御意見いただきましてありがとうございました。非常に論点多岐にわたりますので、特段まとめるようなことはいたしません、本日いただいた御意見をしっかり踏まえて、今後の検討に生かしていきたいというふうに思っています。

また、本日かなり長時間の議論に及んでしまいましたし、また、かなり論点として細かい部分もあったかと思っております。御質問とか、もし本日できなかったこととお気づきのことが出ましたら、メール等にて事務局にお送りいただければ、そこから回答させていただくような形を取ればと思います。後ほどまた事務局から御連絡を差し上げますので、もしそういうことがございましたら、ぜひ御教示いただければと思います。

もし以上でよろしいようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

もう終わりにしようかと思ったんですが、それでは、落合構成員、お願いします。

【落合構成員】 手短かに、さっき森先生おっしゃられたことは非常に重要だったのかなと思ひまして、個人情報保護法と電気通信事業法はそれぞれ違う法律になっておりますので、それぞれ規制の目的というか、利用者保護についても考える視点が違うということがありと考へております。ですので、議論が混乱する部分があるとすれば、やはり電気通信事業法としては何をしたいんだということを明確にさせていただくということだと思ひます。明確に何回も示していただくのが大事であると思ひますし、そうすることによって、それぞれの具体的な規律の内容についても、こういう形で取り組めばいいというのが実際の事業者側にもよく分かって、法令としての実効性も高まると思ひます。そういった目的がど

ここにあるのかを明確にさせていただくというのは、ぜひ示しながら進めていただければと思っております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。かなり明確になってきたという認識でいますので、また具体的にあれば御指摘いただければと思います。

それでは、さらにありましたら、先ほど申し上げたように事務局のほうへ御連絡いただければということで、次の議題である当面の予定について、事務局から御説明をお願いします。

【西浦事業政策課室長】 当面の予定としまして、資料1－3を御覧いただければと思います。

当面の予定としましては、8月上旬頃までに本ワーキングを、少なくとも4回程度実施したいというふうに考えているところでございます。次回第2回は、発表を希望する事業者さん、もしくは団体様からヒアリングをしたいと考えているところです。第3回は、それまでの御議論を踏まえまして、一次取りまとめの素案についても御議論いただく予定としております。

電気通信事業法の一部を改正する法律につきましては、今週月曜日13日に、参議院におきまして賛成多数で可決、成立したところでございまして、本日、公布されております。本法律におきましては、施行は公布から1年以内とされておりますので、遅くとも来年の6月には施行の必要があるという状況でございまして、事業者の皆様にも少なくとも半年程度の十分な準備期間を確保するためには、省令は年内の決定が望まれるというふうに考えているところでございます。また、今後の手続としましては、まずは本ワーキングで報告書を取りまとめいただき、その後、親会に報告の上で、その報告書案をパブリックコメントにかけて、これを経てセットされた取りまとめの報告書を受けて省令案を作成して、この省令案を、審議会の諮問事項とされておりますので、審議会に諮問した上で、秋に再度、省令案のパブリックコメントという、2回パブリックコメントを含むという手続を考えているところでございます。

それら手続を前提にし、なおかつ年内の省令決定というところから逆算しますと、夏には本ワーキングの一次取りまとめ案（報告書）を取りまとめたいというふうに考えているところです。

資料1－3は以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。以上のような形で、省令後、事業者の対応もありますので、十分な時間を確保するという意味で、若干忙しい回数、日程になっておりますけれども、ぜひ皆様方、大変お忙しい中恐縮ですけれども、御協力いただきながら進めてまいれたらというふうに思っています。よろしいでしょうか。

それでは、最後に議題の4として、連絡事項があれば事務局よりお願いいたします。

【関口事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日は御議論いただきありがとうございました。次回のワーキンググループにつきましては、7月1日16時より、ウェブ形式での開催を予定してございます。詳細は別途御連絡いたします。

事務局からは以上です。

【大橋主査】 ありがとうございました。

全体通じて、委員あるいは関係団体の方々、もし何かございましたらいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日、金曜日の遅い時間まで精力的に御議論いただきましてありがとうございます。事務局におかれても、本日たくさん御意見いただきましたので、ぜひ整理した上で反映いただければというふうに思っています。

それでは、以上をもちまして、第1回のワーキンググループ、閉会といたします。大変お忙しい中、また長時間お付き合いいただきましてありがとうございました。引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。